

令和6年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年12月9日

招集の場所 佐川町議会会議場

開 会 令和6年12月9日 午前9時宣告

開 議 令和6年12月9日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者兼会計課長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和6年12月9日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

7 番、西森勝仁君の発言を許します。

7 番（西森勝仁君）

おはようございます。

7 番、西森勝仁です。

通告にしたがいまして一般質問を行います。

まず 1 点目の地方創生事業についてお尋ねするところですが、こうした地域おこし事業を省みてみますに、これまでも、それぞれの内閣で目玉政策として取り組まれてきたわけであります。

私が役場に入った頃の昭和 47 年、当時の田中角栄内閣では、日本列島改造ということで、人口も経済もどんどん右肩上がり。当然、民間の給与が上がりますものですから、役場職員の給料も民間との格差是正をするために、換算額として、大体給料月額の 2 分の 1 程度が 3 月にボーナスのような形で支給されて、とてもリッチな感じになったものでした。

そして次は、平成元年から始まった、竹下内閣のふるさと創生であります。

この頃はまだ平成の大合併前で、全国に 3,274 市町村、高知県にも 47 市町村あったわけですが、一律に 1 億円が交付されました。

これは何に使ってもおとがめがないということで、ある村では 1 億円分の宝くじを買ったり、またある町では、ももちゃんと呼ばれる巨大な自由の女神を建てたりしたところもありました。

そして佐川町の場合はというと、当時は渡辺町政でありまして、昭和 25 年頃の提案であったと思いますが、牧野富太郎博士の提言による、佐川は化石が有名だから化石を展示して、まちのにぎわいをつくれと、こういうことがありまして地質館の建設にこの一部に充て、また、ルネサンス大学の運営や、ナウマンカルストを開発いたしまして、ここで野外音楽祭を開催し、アフリカのサリフ・ケイタや、ジャマイカのブラックラッシュなどといった国内外のミュージシャンを招聘してきました。

そして、平成の中頃から少子高齢化、経済縮小の時代に入り、地方の振興と東京一極集中を是正するため、今回お尋ねする地方創生事業が始まったと認識

しています。

この事業実施にあたり、当時の堀見町長は、平成 26 年 12 月議会で下川議員の一般質問に答え、佐川町にとってものすごいチャンスがやってきた。私は行政経験はないが、会社の経営はやってきた。私の全知全能をかけて取り組む。とこう並々ならぬ決意を述べておられたわけでありましたが、あれから 10 年。どんな事業を展開し、どんな成果あるいは課題が残ったのか。トータルの総事業費も含め、重立った事業項目別にお答え願います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。

西森議員のご質問にお答えさせていただきます。

地方創生に関する事業につきましては、平成 26 年 11 月に国がまち・ひと・しごと創生法のほうを制定いたしまして、これにより策定をいたしました佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、平成 27 年度から人口減少に関連する課題や、地域活動の継続に向けた取り組みのほうを進めてきたところでございます。

それぞれの事業につきましては特別交付税や交付金といった、国からの支援があるところでございます。このうち、交付金事業につきましては、平成 27 年度から行っておりまして、地域おこし協力隊に関連するものや集落活動センター整備などの地域支援事業、ふるさと教育、おもちゃ美術館の整備、観光振興など、多岐にわたり、総額約 6 億 862 万 3 千円の事業のほうを実施しております。このうち約 3 億 6,375 万 8 千円の交付金のほうを受け入れております。

重立った事業といたしましては、自伐型林業で活用いたします、山林管理システムの導入、またさかわ発明ラボでのものづくりで使っておりますレーザーカッターなど、こうしたデジタル機器を導入し、継続的な活動が行えるよう、人材育成とともに事業のほうを進めてきたところでございます。

こうした自伐型林業やさかわ発明ラボでのものづくりに関する事業費といたしましては、4 年間で約 1 億 9,134 万 3 千円。このうち、交付金といたしまして約 1 億 4,994 万 4 千円のほうを受け入れております。

こうした様々な取り組みのほうを継続した結果、各地域での活性化や、地域おこし協力隊が退任いたしました後、佐川町へ定住するなど、一定の成果のほうを感じておりますが、人口減少に歯止めがかかっておらず、今後におきましても県の中山間再興ビジョンに基づき、人口減少対策総合補助金を活用するなど、特に若い世代が佐川町で子育てをし、住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを進めることが重要だというふうに考えております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

ただいま担当課長からご答弁いただきましたが、総事業費で約6億6千万、約6億ちょっと。そして地域おこし協力隊やおもちゃ美術館、また観光振興などに充てたということでありまして、そのうち約3億6千万くらいが交付金として受け入れたということではないかというふうに思いますので、これは理解できましたし、了解しました。

ただ、説明の中で発明ラボがレーザーカッターを何台か導入していると思いますが、その1つが佐川高校の教室の片隅、後ろのほうにポツンと置いてあるわけでありまして、私が以前佐川高校をお邪魔したときに、あれは何かに使っていますかと聞きましたところ、あれは年1回だけで卒業生が記念のバッチを作るのに使っていますと、こういうことですので、年1回使うぐらいだったら発明ラボの本体のところへ来て製造すればいいわけでありまして、これにしても幾らかメンテナンス費用がかかるんじゃないかと思いますし、幾ら交付金事業といいましても、すべて原資は税金でありますので、無駄のないようにしていただきたいと思うところであります。

また人口減少につきまして歯止めがかからないということですが、これは全国的にどの市町村におきましても大変難しい問題でありまして、佐川町も平成4年頃から、生まれる人より亡くなる方が多くなる、いわゆる自然減に転じたと思っております。それからどんどん減っているわけであります。

これを少しでも改善するために、今の地方創生事業が仕組まれたわけでありまして、このためには我が佐川の文教のまち、この文教のまちの持つ、何といいますか、潜在能力といいますか、魅力。こういったものをしっかり自分たちで考えて、計画を作っていく以外にはないと思います。

このためには、コンサルの知恵を借りるのもいいですが、最終的にはやっぱり自分たちでしっかり考え、自分たちでやっていく。これがこの地方創生事業の根幹ではないかと思うところであります。

そしてこの地方創生事業であります。これの初期の旗振り役の大臣がくしくも今の石破総理でありまして、今年からネーミングも新しい地方経済、生活環境創生交付金、こういうふうに名前も変えまして、農業振興にしても、観光振興にしても、何にでも幅広く使える交付金としまして、しかも予算額も1千億から2千億以上にする。こういうことですので、こうした時代を迎え、今こそ、これはよく昔、廣田教育次長が言っておられた言葉ですけれども、職員の底力、町民の底力、これを最大限に発揮しなければならないと思います。

そして文教のまちのポテンシャルが高いはずで。この事業が始まる時にですね、さっきも言いましたけれども、堀見町長は全知全能をかけて取り組む

と、こういう強い決意を示されたわけでありますが、今後、本当に佐川が発展するためには、本当に今が最後の浮沈のチャンスではないかと思っているところでもあります。

町長は、予算の編成権者でもあるわけでありますが、いかにお考えか、お尋ねをいたします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方創生に関する事業のみならず、町民の皆様と協働のまちづくりを進めていく中で、ニーズを事業に反映させていくことは大変重要なことだと考えております。

町民の皆様や各種団体などのニーズに加え、役場職員とともに知恵を絞り、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種計画にも照らし合わせ、また追加の必要な事業がありましたら、必要に応じて、まち・ひと・しごと創生推進会議で審議をいただき追加をするなどし、優先順位をしっかりと見極めて取り組むべき事業を進めてまいりたいと考えております。

西森議員より先ほどご質問がありましたが、何より私の思いであります一人一人が輝く明るく元気で温かいまちづくりを目指して、夢と希望を持って元気を持って生きていけるまち、安心して住み続けられる佐川町に向け、職員と一緒に今後も知恵を出し合い、引き続き事業推進に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

7 番（西森勝仁君）

ただいま町長から答弁をいただきましたが、それによると夢と希望の持てる明るいまちづくりのために、町民や農業者などの意見も聞いてそういったニーズを取り入れて、積極的に取り組んでいただけるようでありますので、これを踏まえまして次の質問に移ります。

基幹産業の現状と今後の振興策についてお尋ねするわけでありますが、佐川町のあちこちで私が思いますに、耕作放棄地が目立ち始めておりまして、もう大分になりますが、今の基幹作物とその耕作面積がどうなっているのか、また10年先にはどういうビジョンを描いておられるのか、お尋ねをいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

おはようございます。

それでは西森議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず佐川町で生産される農作物のうち、作付面積の一番多い米の生産状況について説明させていただきます。

2020 年の農林業センサスによりますと、344 ヘクタールの作付となっており、これまでの推移を勘案すると、減少傾向が続いていくものと考えております。

次に、基幹作物のうち、ショウガ、ニラ、イチゴ、トマトの品目についてご説明をさせていただきます。

この数値は、高知県農業振興部が作成しております、高知県の園芸による市町村別野菜生産量によるものとなりますが、過去 10 年間では作付面積に大きな変動はなく、ほぼ横ばい状態となっております。

品目別に生産面積をご紹介しますと、ショウガが 19.4 ヘクタール、ニラが 13.7 ヘクタール、イチゴが 3.7 ヘクタール、トマトが 1.1 ヘクタールとなっており、こうした状況から、野菜などの基幹作物に関しましては、今後 10 年も同様の傾向が継続するものと予想しております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

今、ご説明をいただいたわけでありますが、耕作面積は水田も入れて、ざっと計算しますと約 381 ヘクタールぐらいになりはしないかと思うところですが、私が担当していた昭和 55 年頃には 500 ヘクタールぐらいあったと思いますので、随分減った感がしますが、これは水田が大きく減ったのがこの要因ではなかろうかと思えます。

水田で作る米は日本人の主食とされたわけでありますが、主食であるがゆえに、時代の政府によって大きく統制され、農家は揺れ動いてきたわけであります。

省みてみますと、昭和 17 年太平洋戦争真っ只中では、米不足になりまして、政府は食糧管理法を制定しまして、農家は飯米を除いて、それ以外は全部政府に買い上げられたわけでありますが、そして自由に売ることは当然できません。そして国民も政府の決めた量しか売ってもらえない。こういう状況になったわけでありまして、こうした状況の中で米不足、これが起きて、それが続きまして、昭和 20 年の 10 月には闇米、いわゆる闇米が政府の決めた公定価格の 49 倍になった、こういう記録もあるわけであります。

そして昭和 40 年代に入ると日本人の食生活が変わり、米が余り出すと、今度は一転して米の減反政策であります。この頃から、先祖代々苦勞して開墾してきた山すその田んぼを、耕作条件の悪い、いわゆるヤマダから、耕作放棄地になっていったと思えますし、これで佐川の中山間の原風景はほぼ消え、今は鬱蒼とした山林になっていると思えます。

こうした中にあって、米は作っても割に合わん。こういうことで減ってきたわけでありますが、米作農家の現状とこれから行く先、佐川の米づくりはどうなるのか、今現状維持が届くんじゃないかというようなことをご説明いただき

ましたが、またどういうようにしていくおつもりなのかお尋ねをいたします。
産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

先ほどのご説明と一部重複するところもありますが、米作農家の現状について説明いたします。

米作農家の現状を把握するための統計数値としましては、農林業センサスによるものとなりますので、直近の調査であります 2020 年と 2010 年を比較した内容で説明をさせていただきます。

まず米作農家の戸数につきましては、2010 年に 603 戸であったものが 2020 年には 409 戸となっており、32%の減少率となっております。

作付け面積につきましては、2010 年に 386 ヘクタールであったものが 2020 年に 344 ヘクタールとなっており、11%の減少率となっております。

米作につきましては、農業者の高齢化や生産環境、社会情勢の変化などの問題もございまして、生産面積の減少傾向は今後も継続していくものと考えております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

今、ご答弁していただきましたけれども、農家数にしても 603 戸から 409 戸に減ったよということでこの 10 年間で約 200 戸近く減っているわけですが、面積にしましても、42 ヘクタールぐらい減ったということですが、これ単純計算しますと、1 農家当たり 2 反 2 畝ぐらいが減ったんじゃないかと思います。

またこの傾向がまたしばらく続いていくんじゃないかということですが、以前、私が尾川で農業委員も経験された方と話す中で、もうあと 10 年もすれば尾川で米を作れる人はほとんどおらんようになる。こういうように話しておられましたが、本当にこれは困ったことになりはしないかと思います。

今の時代、飽食の時代と言われまして、食品ロスが問題になる時代ですが、しかし、日本の食料自給率は 38%しかありません。カナダなどにしましては 220%です。日本は独立国というわけですが、独立国でありながら国民の食料を賄えない。まるで砂上の楼閣ではないかと思います。ましてや国民の 10 分の 1 程度、1 割程度が住みます東京都、ここには 1,400 万人が暮らしているようですが、東京の食料自給率はたったの 0.47%。江藤農林水産大臣が言っておられますように、海に囲まれた日本がことが起これば、国民がたちまち飢えることになるということです。東京なんかはひとたまりもないんじゃないかと思います。

この夏もスーパーの棚から米が消え、いわゆる令和の米騒動が起きました。

新聞ではいろいろこういうふうにとたくさん報道されてきたわけではありますが、これによりますと玄米 30 キロが全国平均で 1 万 2 千円程度となりまして、過去の最高値を更新したということでもあります。

また私も 1 反 3 畝の飯米を作っているわけではありますが、関西の友達のほうから電話がかかってきまして、米はないかということでもあります。そして新米ができてからも、今度は町内の友達から困ったことになったよということでありまして、なぜかという、夏の異常気象、猛暑のために不作で、請負っただけの米が集まらん。ちっと分けてもらえないかよということでもあります。

こういう状況にあるわけではありますが、南海地震もはや来年の 7 月、こうちまたでは言われておりますが、佐川町民が飢えることにはならないのか大変心配します。

今まで米作りは、先ほども言いましたように割に合わんということで、後継者はほとんど育っていないと思いますが、稲は植えたら簡単に米が取れるというものではありません。1 年 1 作。これは何の作物でも同じではないかと思いますが、栽培技術が必要でありますし、この技術を伝えていく必要があります。

幸い、尾川や斗賀野、こういった地域を始め、佐川の米は高値で取引されると聞いております。今こそ、先にも申しましたように、地方創生交付金や、江藤農林水産大臣がこれから必要な予算をしっかりと確保すると、こういうふうに出ておられますので、農水省の補助金情報、こうしたものにしっかりとアンテナを張って、このお金を使って米や落葉果樹、こうしたものをはじめとする農業振興にてこ入れをし、後継者育成も含めて努めるべきではないか。

今、農家を助けなければもう助けるときがない。こういうふうに思いますが、以上もろもろについてお尋ねをいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それではですね、私のほうから現在の現状の農業者の高齢化の問題、社会情勢、生産環境の変化について、改めてご説明をさせていただきます。

佐川町におきまして、米作農家だけを抽出した数値としてはございませんが、佐川町農業委員会の農家台帳上で抽出いたしました全農家の平均年齢は 73.8 歳となっております。また、多くの米作農家の方から、今の状況のままでは次世代の後継者がいないといったご意見もよくお聞きしております。

ライフスタイルの変化から、1 人当たりの米の消費量も減少の一途をたどっており、需要がない中で稼ぐための作物としては成り立たない状況であることは否めません。

生活環境において、すいません。生産環境においても、農薬や肥料、資材の高騰など、経営面での多くの問題や課題もございます。米の買い取り、販売価

格の相場が上昇基調ではあるものの、生産コストの上昇に見合うほどは迫っていない実態もございます。今後、将来推計人口が大きく減少していく見込みであることも考慮すれば、そもそもの農業従事者を確保すること自体が困難になることが予測されるため、非常に厳しい状況であると言わざるをえません。

しかしながら、水稻に関しましては食料供給という意味だけではなく、佐川町の農村環境を守っていくためにも非常に重要な作物であり、佐川町のような中山間地域で行う農業の基本でもありますので、あらゆる施策を検討し、少しでも水田や米作農家を減らさない取り組みをしていかなければならないと考えているところでございます。以上です。

町長（片岡雄司君）

続きまして私のほうから西森議員のご質問にちょっとお答えさせていただきます。

先ほど産業振興課長のほうから米づくりにつきまして答弁をさせていただきましたが、農業全般におきまして、農業振興を推進していく上では、現実問題としまして実質的な農業所得を向上させるために、施設園芸や高収益作物の露地栽培といった基幹作物の栽培を推進させていく必要があると考えております。

現在、研修用ハウスの整備を計画し検討を進めておりますイチゴを始め、ニラやピーマン、トマトなどの基幹作物に対して、さらなる園芸用ハウス整備事業の推進や、令和7年度から実施を予定しております園芸用ハウスリノベーション事業などの既存ハウスの改修といった事業につきましても、今後継続拡大して実施をしてまいります。

農業者の高齢化によりまして、後継者のいない状況につきましても非常に大きな課題であると認識をしております。

今回の議会の行政報告でも、私のほうから報告をさせていただきましたが、現在、市ノ瀬、馬ノ原、立野地区で進めております圃場整備事業につきましては、耕作放棄地の発生を抑制し、有利な農地を創出するだけでなく、後継者の対策にもつながる非常に効果的な事業でありますので、町内の他の地域での実施の可能性につきましても、調査検討してまいりたいと考えております。

またこれから政府予算が決定されることとなります。地方創生交付金も倍額以上になる見込みであり、農林水産省の発言におきましても食料自給率が下がり輸入できない状態になれば、国民が飢えることが現実になりうるもあり、予算確保の考えとしましては、食料安全保障の確立が現状の農政を漫然と受け続けていては明るい未来は正直厳しい。優良な農地確保やスマート農業の導入など、構造改革にはコストがかかるので、政策の効果を説明し必要な予算を確保する、とあります。

ただ、今どのようなものが対象となるかわからない状況でありますので、全容がわかり次第、有利な交付金を活用できるよう積極的に対応をとってまいりたいと考えております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいまそれぞれ答弁をいただきましたが、佐川町の農家の平均年齢も 73.8 歳に今なったということですが、これは全国平均が 68.7 歳ということでもありますので、佐川の場合はちょうど 5 歳上回っているということになりはしないかと思ひますし、何としても早いうちに後継者育成が急務と思ひます。

そしてまた、米は稼ぐための作物としては大変厳しいじゃないかという課長の答弁がありましたが、今の米作りにつきましては平成 16 年から作るも勝手売るのも勝手、こういうふうな制度になっていると思ひます。先ほども申しましたように、佐川の米は高く売れるということでもありますので、これをブランド化して、有利な換金作物として米農家がお金が取れるようにすれば、農家にお金落ちるようにすれば、後継者も育ってくると思ひます。

それに東アジア情勢についてもいつどうなることやらわかりませんし、先ほども申しましたように、南海地震も差し迫っていると思ひます。まして大雨のときの水田というものはダムの役割をいたしまして、災害対策にもなっておりますし、課長答弁にもありましたが、生態系や環境保全にもなくてはならないものであります。

こうした田んぼがどんどん減っているわけですが、先ほどの町長の答弁もいただきましたけども、後継者対策も喫緊の課題でありますし、農業振興については、これから倍増されると言われる地方創生交付金や農水省の新設される予算を使って積極的に取り組んでくれるということでありまして、大変期待をしているところでありますが、こうした予算が組まれるのも、本当にこれが最後のチャンスではないかと思ひます。

日本は今借金大国でありまして、国の借金にしても、もうおぎゃあと産まれた時点で 1 人 1,100 万円ぐらい、正確には 1,085 万くらいだと思いますけれども、こういう大きな借金を背負っておりますし、また年収の壁問題がどういふふうに着するかもわかりませんが、とにかく今後はまともに予算が組めない状況が出てくるかもわかりません。

これは今までもあったわけですが、こうした状況が起こる前に、今こそしっかり腹を括って、農業振興に力を入れていただきますよう強くお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

今、各自治会で管理している防犯灯であります、これは平成 28 年から 3

年間で一斉にＬＥＤに交換をいたしまして、その後もＬＥＤ化が進んでいると思いますが、当時はこのＬＥＤは20年くらいもつと言われておりましたが、もう10年足らずであちこちで切れ始めています。こうした自治会の管理する防犯灯は、町内に何基あるのかお尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度から30年度にかけて、79自治会より申請をいただきました385灯の防犯灯が、蛍光灯を光源とする従来型の防犯灯からＬＥＤ灯を光源といたしました省エネ型防犯灯に更新をされております。その後も本年12月までに、各自治会におきまして88灯の省エネ型防犯灯が設置されており、合計473灯となっております。

なおこの数字につきましては、佐川町防犯灯補助活用分のみを上げている、把握させていただいてる数字であることをご了承いただけたらと思います。以上でございます。

7番（西森勝仁君）

総務課長から今ご答弁いただきましたが、町内に増えて385灯が最初の申請で、希望を取ったときは385だったと思いますが、それから徐々に増えて88、全部で473灯があるとのことですが、このＬＥＤというのは初めのうちは非常に明るくて料金も安くなりまして、非常によかったわけですが、先ほども申し上げましたように20年もつと言われた寿命が10年足らずで切れ始めています。

これが1灯修理する、修理もそうなんですけれども、もともとの価格が大体1基2万5千円ぐらいかかったと思うわけですが、自治会でこの切れたときに2万5千円もかかるものですから対応しかねております。しかもこれが一斉に設置しているものですから、これからもどんどん切れるのではないかと、いうふうに心配しています。

これから先、役場はこれをどのように対応されていくおつもりかお尋ねをします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

現在、佐川町防犯灯補助規定によりまして、故障に伴い防犯灯を取り替える場合は、1灯当たり2万円を上限に補助金を各自治会長さんからの申請に基づき交付させていただいているところでございます。

なお、この上限額につきましては今後引き上げる方向で考えておりますので、

よろしくお願いいたします。以上です。

7 番（西森勝仁君）

先ほど申し上げましたけれども、今の現状では防犯灯を取り替えるに1基2万5千円前後かかるわけでありまして、補助基準によりますと上限で2万円しか補助金が出ないわけですので、5千円ぐらいの持ち出しが自治会で起こってくるわけでありますが、今ご答弁いただきましたようにこの基準を引き上げてくれるということですので、それは大変ありがたいことでもありますので、早急にその制度改正をしていただきまして引き上げていただきますようお願いをいたします。

それとこのLED防犯灯というのは、ご承知の方もいるかも知れませんが、自動点滅器、これが1セットになっているわけでありまして、この間も防犯灯が消えたので電気屋さんに頼んだところ、自動点滅器の故障ということでこの自動点滅器だけを交換して直してもらいました。

取替料は手数料などいろいろもろもろありまして、7千円足らずであります。これもLEDの本体全部取り替えたら補助対象になるということですが、不具合な点滅器だけを取り替えたら補助対象にならない。こういうことではありますがこれはどうも妙におかしくはないかと思えます。

不具合のところだけ取り替えて直せば事が済むわけありますので、税金の無駄遣いにもならないわけでありまして、器具も今度制度改正するときに補助の対象にしてもらえないかと。これは全部のLEDの電灯に付いちゅうわけあります。それで1セットでありますので、これは何とか入れてもらいたい。

このLEDになる前の状況といいますと、各自治会が管理している防犯灯、あるいは蛍光灯でありまして、その当時は1つ切れたら2千円ですべて取り替えてくれる。それも切れたら変えるということでだんだんに取り替えて2、3年に1本とかそんな感じでしたけれども、これから高額なものが壊れていくとなると、自治会ではとても負担が大き過ぎて対応できない。こういうことになりますので、その制度の基準、補助の対象、こういったものをどういうふうに設定するかわかりませんが、備品とか消耗品とかいうようなことになる場合、備品というようにしていただきまして、ぜひ加えていただきたい。

昔もよくあったわけですが、レコードがまだ貴重な頃には、1千円ぐらいのレコードが備品ということで備品台帳に載せてきた経緯もあります。そのあたりは実態をしっかりと把握していただきましてよろしくお願いいたします。

本当に今も言いましたけど、2万5千円近くかかるものが7千円ぐらいで直るわけありますので、経費にしましても3分の1程度になりますので早急に

対応をお願いをいたします。

そして今一番困っているのが、防犯灯が切れたものの、予算がないために真っ暗な状況に置かされていて、住民は非常に不安がっていることであります。

役場にこれ予算がある内はいいわけではありますが、なくなれば予算が調整できるまでしばらくの間、受け付けもしてもらえない。こういう状況がしばらく続くわけでありますので、斗賀野の自治会長も申し立ておりましたけれども、11月になると天気の悪い日、雨などの天気の悪い日には、もう5時過ぎたらもう真っ暗。小学低学年の子供さんが1人で急いで帰っているような姿を見ると、何ともむごい。こういうことであります。

昔と違って今、少子化でありまして、昔は4、5人が一緒になって帰りましたのでそんなに怖さはなかったかも知れませんが、今は1人で結構帰っている姿を見ますので、そういう状況が起こってくるわけであります。

また事件、事故が起こってからでは遅いので、こうした場合にですね、自治会が立て替えて修理をして、役場の予算が調整できたときに領収書をもって支払ってもらうことができないものか。今は制度上できないというようなことだと思いますが、お尋ねをいたします。

町長（片岡雄司君）

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

防犯灯設置補助規定の制度を活用しまして、各自治会におきまして防犯灯を設置、更新をする場合、まず自治会長から町へ申請をしていただきまして、町において申請のあった場所の現地確認、そして申請書に添付しております電気工事店の見積もりの内容を確認し審査を行い、適正であると判断した上で町から自治会へ交付決定を行っております。この後、自治会において施行していただく流れとなっております。これは先ほど西森議員のほうから言っていた内容でございます。

事前の申請の必要性につきましては、予算の確保が担保できないということや、確保できた自治会とできなかった自治会とで不公平が生じる恐れがある。またN T Tの管理などの電柱に添架する場合は、交付決定、設置前に同社から書面の承諾を得る必要があるなど様々な問題があります。

現段階におきましては交付決定前の設置等につきましては少し難しいとは思いますが、自治会に迷惑をかけないよう今後はスピード感を持って予算確保など、予算不足が生じないように対応してまいりたいと考えております。

補助につきましても先ほど総務課長のほうから回答させていただきましたが、令和7年度からちょっと少し、1灯当たりの補助金を上乗せするような計画で

進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

7 番（西森勝仁君）

町長答弁にもよりますと 7 年度から経費も上乘せしてくれるというわけですが、ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、単刀直入にですね、建てかえて直して、後で予算が補正なりできたときに、領収書をもってできるようになるのかならないのか、そこをお尋ねします。

町長（片岡雄司君）

再度お答えをさせていただきます。

それにつきましてはちょっと現在の、現段階ではちょっと難しいとは思っておりますが、どういう対応ができてこれから変えていけるかということはもう少し総務課の方でも協議をさせていただいて、柔軟に対応はさせていただきたいと考えております。

7 番（西森勝仁君）

今、町長から今の制度では対応は難しいということですが、斗賀野の自治会長、あちこちの自治会長から声が届いておりますように、事件、事故が起こってからで遅いよと。

自治会が立て替えておいて、ぜひ後で支払ってもらえるように、そういう制度設計に直してもらいたい。こういうことですので、ぜひその部分を直していただきたいと思います。

実はこれは難しいことじゃ全然ないと思います。例えば公民館の備品であります、LED の電気と同じようなものであります、公民館の備品を買う場合にですね、エアコンにしてもテレビなんかにしても、その前はあれも 40 万、50 万かかるわけですが、あれも担当者の名前は言いませんが、以前は領収書をもって支払ってくれると、こういうことでありました。だから結構大変でした。

こういう時代が 10 年前ぐらいには領収書ということであったわけですが、どういうふうにして今こういうふうに変わってきたかわかりませんが、おそらく予算がないからそういうような取り扱いになったんじゃないかと思いますが、これはね、そう難しいことじゃ全くないと思います。その 10 年ぐらい前の公民館の備品の支払い、取り扱い、こういったものを参考にいただければ簡単にできることと思いますので、これ以上ここでは詰めた話はしませんが、早急に対応してもらいたいと思います。よろしくお願いをしておきます。

次に最後の質問であります、ヘリコプターの緊急離発着場、いわゆるヘリポートの整備についてであります、これは堀見町長の時代から二転三転いたしまして、一向にらちがあいておりません。

町民はこのヘリポートがあったためにおかげさまで一命を取り止めまして、今は元気になっている人が私のそばにも何人もいますが、こうした人たちが申しますに、道の駅より人の命のほうが大事じゃないかと、こういうことであります。私もそう思いますし、このヘリポートというのは作ろうと思えば簡単に、簡単というわけにもいきませんが、作ろうと思えばできるんじゃないかと思います。

例えば黒岩にしても尾川にしてもすぐできていますし、今になってできないということは、町民の方々が言うに、もうこれはこうなったらどうも作る気がないがじゃないかと、またある人はそりゃあ役場に調整能力がないがじゃないかと、それはどっちかよと、こういうようなことを言うておりますが、そう言われても仕方がないかもわかりません。

一体、今後どうなっているのか、今までの経過説明は随分聞いてきましたのでそれは不要でありますので、今後ずばりいつどこに作るのか、あるいは作らないのか、そして現在の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

ヘリポート整備につきましては、議員の皆さんはじめ、住民の方に随分ご心配をおかけして、そこはお詫びを申し上げたいと思います。

現在の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

加茂地区の候補地への整備を断念しましたのち、以前の候補地選定の際、条件外としておりました、切土や盛り土などの工事が必要な場所も含め、再度加茂地区内及び新たに佐川地区も含め洗い出し作業を行い、6カ所の整備候補地のほうを抽出いたしました。

それらにつきまして、佐川町内で離着陸場未カバーエリアとなっております加茂地区や佐川地区、そして斗賀野地区をカバーすることができるかどうかといった地理的条件、また、災害対応時には当該離着陸場と現有する周囲の施設と一体的に使用することにより、防災対応機能を高めることが可能な場所、そして周囲の環境であったり、整備概算事業費などを総合的に考慮いたしまして、検討のほうを行ってまいりました。

この中から最優先順位の候補地を役場内部で定めまして、消防署や高知県消防防災航空センターのパイロットの関係機関に現地の状況を確認していただいたところ、いくつかの課題が出てきているものの、今後も関係機関と連携し、その解決策のめどを立て、整備可能な状況となれば、議会の皆様はじめ、関係者にもご説明をさせていただく予定としております。

どこにというご質問ですが、先ほど申し上げましたいろいろな条件を満たし

ている場所として、候補地のほうを1ヵ所に絞り込んでおります。この地に整備可能な状況になれば、速やかに必要な調査を実施して工事に移りたいと考えております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

ただいまの総務課長の答弁によりますと、抽出して最終的に1ヵ所に絞り込んだということではありますが、これからはこの1ヵ所、これがどうなるかわかりませんが、すべて完成までの段取り、これが一番大事じゃないかと思います。段取りさえできれば事はスムーズに運ぶと思います。幾ら1ヵ所に適地を定めて白羽の矢を勝手に立てても、これは強制収用というものはできませんので、地権者の方が売らんと言えばもうそれまで。また元の本阿弥になるわけですが、しっかりとその関係者と調整してもらいまして、またその周辺のこともあろうかと思います。

先ほど総務課長の答弁の中では災害時も想定して周辺の建物の関係というお話もありましたが、堀見町長のときに私が聞いたときに、大災害のときには、自衛隊のヘリにしても、ああいう重量のあるヘリはすべて道の駅、あそこに降りて、そしてあそこを避難所に、避難所というかそういった拠点にすると、こういうふうな話を聞いておりましたので、あそこやったら自衛隊の大きなヘリに重機なんか食糧を積んできてもあそこで配分なんかもできますし、あそこを使うはずでありますので、それをすべてクリアする必要はないと思います。

ドクターヘリで、あれで運んでいただければ、佐川あたりから医療センターまでは大体13分ぐらいで着くということでありまして、多くの命が助かっているわけであります。

これはね、みんな明日は我が身であります。1日も早く完成させていただきますようお願いをいたしまして、今、定例会での私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で7番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

休憩 9時55分

再開 10時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、9番、坂本玲子さんの発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

おはようございます。

9 番議員の坂本です。

通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

通告の順序を少し変えて、最初に介護について伺います。

まず佐川町の介護の現状について伺います。

介護を受けている人数の変化はどうなっているのでしょうか。皆さんの頑張り、介護保険料が安くなっています。その原因の分析はできているのでしょうか。

高齢者の数の増減はどうか。高齢者の中で、要介護の人数、割合が減っているのか、増えているのか。要介護、支援の方の介護事業の利用が少ないのか。健康維持のための施策が功を奏しているのか。どういう原因で介護保険料が安くなってきているのか。まず伺います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

佐川町の介護事業の状況というところでございますけれども、まず、65 歳以上の高齢者の人口につきましては、佐川町では平成 30 年にピークを迎えております。今、ほぼ横ばいの現状が続いておりますが、75 歳以上の後期高齢者に限って言えば、この 5 年間で 100 人程度増えております。

今後の予測につきましては介護保険事業計画において、高齢者人口全体は緩やかに減少する見込みとなっておりますが、後期高齢者の人口につきましては、令和 12 年頃までは少しずつ増加をする見込みとなっております。

介護の要支援、要介護者の人数につきましては、ここ数年間は 1 千人前後で推移をしております。令和 5 年度末につきましては 964 人。65 歳以上の高齢者数に占める割合につきましては、19.74%となっております。

要支援、要介護認定者のうち、実際に介護サービスを利用されている方は、令和 5 年度末は 850 人となっております。高齢者数のうちの 17.41%というふうになっております。

最近の状況を平成 30 年度末と令和 5 年度末を比較しますと、介護サービスの利用者はこの 6 年間で 44 人増えておりますが、内訳として要介護の 4、5 の重度の方は、逆に 19 人減っている状況です。

また、この要介護 4、5 の方でもですね、施設サービス利用者が約半数にとどまっておりまして、居宅サービスや、あるいは地域密着型サービスを使いながら自宅とかグループホーム等で生活している方も結構多くいるということがこの状況からもわかります。

先ほど議員におっしゃっていただきました介護保険料につきましては、この第8期計画では月額で200円、それから第9期計画では300円それぞれ低くなっておりまして、この6年間で500円、基準額で500円、毎月ですね、引き下げることができております。

この直接の原因は先ほど申しましたとおり、重度の介護の方が減って、その重度の方も自宅等で生活できる方、されている方が一定数おるために、費用単価の高い施設系の介護給付費が抑えるためというふうに考えておりますが、それは住民の皆様が自分ごととして、例えば100歳体操などの介護予防や、あつたかふれあいセンターを核とした地域福祉や、健康づくりに取り組んでいただいていること。さらには介護のですね、関係各事業所が連携、協力し、在宅介護を推進してきたことが大きな要因というふうに考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

在宅介護が進み、さらに介護予防事業等を頑張ってくれていることで、介護保険の状況を改善してくれていることがよくわかりました。

家で過ごせることは、高齢者にとっても幸せなことです。その在宅を支えてくれているのが訪問介護、デイサービスなどの居宅サービスをしてくれる介護事業者です。

2024年1月から11月までに倒産した介護事業者は、全国で合わせて144件に上り、2022年の年間143件を上回って、2000年以降最多となりました。その内訳は、訪問介護が71件、デイサービスなど通所、短所入所が48件、有料老人ホーム11件、倒産の要因として、訪問介護の報酬引き下げがあることはもちろん、介護職員の中でヘルパー不足が深刻で、ニーズがあっても受けることができず、経営的に悪循環になっていることや、介護用品や光熱費など、物価高騰の影響もあります。

9月議会では何人もの議員がこれは大きな問題ととらえ、質問をしておりました。私にとっても非常に関心があり、重要な問題ととらえています。

6月5日、衆議院厚生労働委員会、介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議を全会一致で議決、4月実施の介護報酬改定で訪問費が引き下げられたのに対し、引き下げ撤回と報酬再改定を求めて運動が広がり、異例の決議となっております。武見敬三、その時の厚労省はこうした決議について、趣旨を十分に尊重して努力していくと述べています。佐川町でも、訪問介護事業者が1事業者のみとなり、介護の提供に支障が出かねない状況となっております。

問題は、介護報酬の引き下げのみでなく、人材不足もあります。介護報酬や人材育成について早急な対応が必要と思いますが、どんな対策を行う予定なのか、お考えをお聞きます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

先の9月議会でも何人かの議員の一般質問にご答弁をさせていただきました。現在の佐川町事業所のヘルパーの充足状況につきましては、土日や食事等の利用需要が集中する時間帯はヘルパーがもう少し必要ですけれども、利用者に対してヘルパーの数が不足し、直ちに困っている状況ではないというふうには伺っております。

ただ、今後はヘルパーの高齢化等により介護人材不足になるということが考えられるために、令和7年度に新たな介護人材確保を目的とした、町独自の介護職員初任者研修を実施をする予定としております。

また、町内の訪問介護事業所への支援につきましては、9月議会以降、事業者に介護報酬の引き下げによる影響や、経営状況等に聞き取りを行いをさせていただいております。議員がご紹介いただきました国とか県の動きにつきましては、近頃県に確認をしたところ、まだ現時点で具体的な対応策は決まっていないということでございます。

介護報酬の引き下げ問題につきましては、国の対応が基本であるというふうには考えておりますけれども、町としましては訪問介護事業者の支援は早急な対応が必要と判断しておりまして、令和6年度の介護保険の請求実績額、これをベースとした場合の介護報酬の引き下げ影響額、これを算出したしまして、町内の介護訪問事業所に対する給付費給付金として今、健康福祉課において来年度の当初予算の要求を行っているところでございます。以上です。

9番（坂本玲子君）

町としても、いろいろ考えて対策をしていただけるということで、感謝をしたいと思います。

ヘルパー養成講座をすることは本当にことだと思えます。ヘルパー養成講座は最近まで佐川町でも行われていたと思いますが、最近はしてなかったと思います。養成講座をしていたときの講座の受講者数や、その後、受講者された方が佐川町で働いてくれているのか、お聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

ヘルパーの2級養成講座、これは今の介護職員初任者研修に当たりますけれども、これは佐川町の社会福祉協議会において平成12年度から平成30年度まで開催をしておるといふところです。この期間すべての全受講者は287人となっておりまして、直近、最後のですね、平成30年度は受講者は4人というふうには伺っております。

なお、近年における受講者の町内での就労状況については、町として把握はできておりません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私も少し周りで聞きましたところ、受講者は必ずしもヘルパーになろうとしている人ばかりではなく、自宅での介護などの役に立てたい方もいたようですが、その来年度計画をしているヘルパー養成講座の予算の見積額は大体どれぐらいになりますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

これは現時点で要求の部分になりますので細かい数字は控えさせていただきますが、確か数十万円程度というふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

課長は先ほどヘルパーを募集してもそんなに募集する必要ない、今足りてるんだよというお話でしたけれども、私がお聞きしましたところ、訪問介護事業者だけでなく他の介護事業者も、ヘルパーを募集してもなかなか集まらなくて困っているという話を聞きました。ヘルパー養成、町で独自に養成をする、その手段1つだけで、募集に対して人が集まるのか、講座を受けたとして佐川町で働いてくれるのか、不安が残ります。

県下ではヘルパー養成講座をやっている事業所もあります。そういった講座を受けた人に対して、佐川町で1年以上働いて、今後も働く意思のある方は一時金みたいな給付金とか補償金みたいな形で出すという、そういうやり方もあるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この介護職員の初任者研修、こちらにつきましては現在も各自治体、あるいは事業所でやっているところがあります。

この佐川町が今、来年度やろうと考えているところにつきましてはの工夫の点につきましては、やはり新しくですね、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、新しく介護の世界にですね、足を踏み入れていただきたいという方にどういうふうに受けていただくかというところになりますが、まずはこの費用がかかりますので、新しく介護分野にですね、人材となる方に受けてもらいたいということもありますので、テキスト代も含めてですね、無料で受講可能とするということで検討しているというところが1つ。

あとは一般のですね、町民の方を対象としたいと。いわゆるそのステップアップのためのですね、受講は控えていただきましてできるだけ一般の方、新し

い方を受け入れたいということで工夫をさせていただきたいと思っております。

あとはですね、例えば町内で働く方、こういった試験を受講していただいて、町内で働くという方についての奨励金、報償金的なものにつきましてはこれは他の町でですね、やられている事例も私も把握はしておりますけれども、なかなかですね、他の業種への影響等を鑑みるとですね、現時点では適正ではないかなというふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

町がですね、独自でそういう研修をすると、それにも数十万円はかかるだろうと。そういう研修を受けなくても他で研修をしてくれて、なおかつ佐川町で働いてくれるっていう人がいるっていうのも1つの方法だと思いますので、ぜひその費用対効果を考えましても、そういうことを出すことで佐川町で働いてくれる方を増やすっていうことには意義があると思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

先ほど課長おっしゃられました、訪問介護の報酬減額分に対しての補填していただくだけのことは事業者にとってはありがたいことだと思います。国も多分その方向で動いていくのではないかと私は考えております。

ただ、訪問介護だけが問題なのではありません。介護障害福祉事業者は重要な職責を担っています。他産業の給与水準と比べ低い状況です。優れた人材の確保、サービス提供体制を整備するためには、賃金を保障する必要があります。

仁淀川町では介護サービス人材確保対策事業があり、最大で月額2万円の補助をし、所得を保障すると聞いております。また処遇改善加算取得支援事業をやっております。佐川町も仁淀川町と同様に人材確保が難しい。そういう制度がもしあれば、優秀な人材確保が容易になるのではないかと思います。そういったことへの検討はしていただけないでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この介護、それから福祉の人材確保策につきましては、そもそもですね、地域に人材がいない中で少々の賃金アップや待遇改善では、人材確保につながらないというふうな現場の声を、幾つか協議会とかですね、そういう中でよくそういう声を聞きます。仁淀川町さんの取り組みにつきましては、佐川町とは条件等の違いもありそのまま参考にするのは難しいというふうには考えておりますが、内容、それから効果等は勉強させていただきまして、少しでも佐川町の介護福祉の人材確保確保に取り組みに生かしていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

いろんな声を聞いておられると思いますが、私の知ってる方は佐川町で、まだ若い方ですが、仁淀川町に介護のお仕事に行っております。やはりその仁淀川町だと、その月給で払われるっていうのと、賃金が高いっていうのがその原因だと考えております。ぜひですね、そういう意味でも介護福祉の人材確保の取り組み、もう1つ深く考えてやっていっていただきたいと思います。

また訪問介護以外でも、介護事業者は低所得で頑張ってくれていると思いますが、事業者は様々な値上がりで経営を圧迫されています。電気、ガス、ガソリン、経常経費が非常に値上がりをしている中、世田谷区では緊急安定経営事業者支援給付金を支給して、利用者を守っています。そういった施策も必要ではないでしょうか。そういった安定経営のための支援は考えていただけないでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まず基本的にですね、介護保険、それから障害福祉のサービス事業者もそうですけれども、この事業者への報酬体系、これにつきましては国が責任を持って対応すべきというふうには考えております。

今回先ほどご説明いたしました、町内訪問介護事業者への支援給付金、これにつきましてはあくまで国の対応が定まるまでの緊急避難的かつ時限的な支援という位置付けでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

その上で、長引く物価高騰等への対応としましては、今回、国の令和6年度補正予算において物価高騰対策として計上されております、地方創生臨時交付金、これを活用した町内事業所への支援ができないかということは今後検討したいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

介護事業者の方々は、高齢者を何とか助けていきたいという高尚な気持ちを持って事業を展開してくれています。しかし事業ですから赤字では経営が困難です。世田谷区は先ほど申しましたが、サービス事業、1事業者当たり、訪問介護サービス事業者には1事業者当たり88万円。居住施設、通所介護サービス事業者には年額利用定員1人当たり2万7千円の補助をしています。

ぜひ、物価高騰への対応を早急に検討をお願いしたいと思いますが、町長いかがですか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきましたが、やはり基

本的に介護保険、障害福祉のサービス事業者への報酬等につきましてはですね、やはり国が責任を持って、対応していただくべきだと考えております。

その中で先ほども答弁させていただきましたが、国の令和6年度の補正予算において物価高騰対策として計上されました地方創生臨時交付金、これを活用して町内事業者への支援ができないか今協議をさせていただいておりますので、今後それを持ってですね、対応できれば対応していきたいと思ひますし、町独自の何か方策があればですね、そこも近隣の先進地等をですね、参考にしながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくまたアドバイスをよろしくお願いしひます。

9 番（坂本玲子君）

ということは今から検討をして、やる方向で検討をするという意味にとらえてよろしいですか。

町長（片岡雄司君）

今ちょっと協議をしておりますのでできるできないはちょっと今ここでは答弁は差し控えさせてもらひますが、やはり健康福祉課の専門に取り組んでいる職員もおりますので、そちらのほうにですね、勉強していただいて、私のほうも一緒に協議していきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひですね、前向きに検討していただいて、それが実現するようにしていただきたいと思ひます。

次に介護施設の雇用形態として正職、臨時雇用、短時間雇用などがあると思ひますが、佐川町での実態はどうなっているのかご存じでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

町内の介護施設事業所、こちらですね、正職員あるいは臨時雇用、短時間雇用につきましてはの就労形態統計的にはですね、把握はできておりません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私もそれをちょっと調べるために聞いてみました。その事業者では正職が約3分の1、ほとんどがパート職員で運営されていまひました。もちろん今話題になっている103万円の壁のためや、高齢になって多く働きたくない方もいるということでした。

しかし事業者にとっては十分な報酬が支払われない状況では、正規雇用はできない現実もあると思ひます。若い人が働きたいと思える職場でなければ将来的に不安です。また継続的に働くことで介護のレベルも上がってきて、利用者

はより快適に老後を過ごすことができます。訪問介護では、その利用時間が偏っているため、多くのヘルパーが必要です。

しかし時間計算では、多くの手取りは保証できません。安定して働きたいと思う方が不安なく働ける仕組みや条件が必要だと思います。訪問介護の方でも月給が保障される仕組みが必要ではないかと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

介護職員、特に訪問介護等も含めましてこの待遇改善につきましては、令和6年度から国のほうで処遇改善加算が変更されるなど、介護現場で働く方々の給与ベースアップへとつながる仕組みへと徐々に改善がされております。こういった問題につきましても、国が仕組みをしっかりと決めることが大事と考えておりますが、引き続き町といたしましても現場の声を聞きながら、必要に応じて国と県に声を上げていきたいというふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

実態を一番知っているのは町村ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もちろん国の施策によって様々な決め事があります。しかしそれがおかしいと思ったとき、地方が動くと、国も動くことがあります。

今年保育士の年間平均賃金が、教師と比べると年収 200 万円以上の差があり、安すぎるので 10% の賃上げを提言するというニュースがありました。27 万人の保育士不足の現状で、やっと国が考え始めたのです。子供の医療費無料化に対しても、多くの自治体が無料化する中で、国はそのペナルティーを廃止しました。おかしいと思ったときは地方から動くことが大切です。前提がないということではできないということはおかしいと思います。

先ほど介護料が安くなった理由の 1 つとして、在宅での利用が増えていることも一因だと課長は分析されました。そのとおりで、佐川町では、要介護 4、5 の方でも、施設介護ではなく居宅サービスや地域密着型サービスを約半数の方が利用しています。

施設介護となると、介護保険からの負担が高額になるのは必須です。介護事業は、町が事業主体です。様々な形態の介護サービスを継続できない事態は、何としても避けなければなりません。介護報酬引き下げに伴う減収を保障するという事はもちろん、ヘルパーの研修を町が責任を持って行うこと、佐川で働いてくれる介護職員に給付金を検討すること、また物価高騰に伴う事業者の運営危機を救うため、支援を行うこと等をお願いしたいと思います。

高齢になっても豊かに生きるためには、介護サービスを充実させ、それを利用する方もそこで働く方も幸せになれる仕組みが必要です。ぜひそういった考え方で、みんなの幸せ作りを目指していただきたいと思います。

これで1問目の質問を終了します。

続いて町民プールについて及び、ちょっと動きませんのでちょっと待ってください。

はい。失礼しました。お待たせしました。

プールとか、夏休みの期間のプール開放について伺います。

佐川町は、子育てしやすいまち宣言をし、子供たちの健全な成長のため、様々な施策を実行しています。子供たちが健やかに育つこと。子育てしやすいまちになることは、みんなの願いでもあります。

ところが今年の夏休み期間中、プール開放していた学校は黒岩小学校のみと聞いて、私は暗たんたる気持ちになりました。子供たちは長い夏休み、一体どのように過ごしたのでしょうか。教育委員会では、この夏休み中のプール開放に関して、どのような教育的価値や意義があるとお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

坂本議員のご質問にお答えいたします。

小中学校での水泳の授業についてはですね、それぞれの教育的意義がありますけれども、夏休みの場合は長期にわたりますので、子供の健康維持とかですね、そのあたりで水に親しむとか、泳力もというようなことができればいいかなというふうには思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

2019 年、P T A主催のプール監視に不安があることから、監視や責任所在についての要望書が町 P T A 連合会から上がりました。それを受けて教育委員会では 2020 年度、監視の予算を計上し、最終責任は教育委員会にあると決めていただいたと理解しています。

ちょうど片岡町長が教育委員会にお出でた頃の話だと思いますが、そういう内容で間違いはありませんか。

教育長（濱田陽治君）

経緯について少しご説明申し上げます。

平成 30 年 7 月に高知市の潮江小学校で夏季休業中のプール開放において事故がありまして、県下的にまたその翌年にかけてですね、夏季プール開放のあり方と具体的な実施方法についての検討がなされております。その中でのお話です。

町内でも各 P T A でのご意見を伺いながらですね、教育委員会と校長会で検

討しまして、一ツ橋小学校の事例を参考にですね、現行の責任の主体は教育委員会が持って、運営の主体をPTAに持っていただくというやり方でやっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

その頃から徐々に夏休みのプール開放が減ってきたんではないかと思いますが、そのプール開放をやめた理由は何かご存じでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

すいません。やめたというのがですね、先ほど申し上げました責任主体と書いていたけども要綱的には実施主体と書いております。

これについてはですね、少し説明させていただきます。

教育委員会が実施主体となり開放の企画及び運営は開放校のPTAが主体となっていくと、こうなっております、その際にですね、教育委員会は該当のプールに専門的訓練を受けた監視員1名を配置すると。運営主体の各PTAは町が配置した監視員1名以外の必要な監視員を配置すると。

各PTAが配置した監視員は当該年度のプール開放までに救急救命法の講習を受ける、監視員は緊急時には直ちに水に入れるような服装で監督するといった監視体制や、AEDや救命具の配置などの救助体制を整えると、こういうことになっております。これをですね、PTAに対して、毎年度初めにこれを定めた要綱を学校を通じてお伝えして、その年度ごとに検討をしていただいているという状態です。

この要綱ができたのが平成2年の4月でして、ちょうどコロナの時期と重なっておりますですね、2年はようしませんでした。

平成3年から同様に毎年、ちょうどこの3学期の時期ぐらいからですね、PTAにお話をしていってですね、やっているのが黒岩小学校という状態です。その中でコロナということがまずありました。密集するのでようしませんでしたというのが1つ。

それと、やはりなかなかそこはおっしゃらないんですけど、責任のというのがその潮江の件からあってですね、重くなっているということがあります。

なお保護者がですね、順番にというのが、さてしんどいかなという声もポツポツ聞いておりますけど、これが統一された見解かと言われたらちょっと何とも申しかねます。以上です。

議長（松浦隆起君）

教育長、年度、今平成とおっしゃいましたけど。

教育長（濱田陽治君）

訂正をいたします。令和でございます。

9 番（坂本玲子君）

今年度はですね、夏休み前に高知市内の小学校でプールの死亡事故があり、プール開放を見送った学校PTAもあったことでしょう。

また教育長が言うにはやっぱりコロナの影響が大きいということでもうコロナが大体収まってからもう2年経っておりますので、そのコロナだけではないんじゃないかなと。やっぱり事故の心配があるっていうことが大きいのかなと考えました。

しかし、子供たちの将来を考えたときに、このままでいいはずがないと思いました。小さいときほど実体験が多いほうが良いと言われていました。長い夏の過ごし方、子供の経験値を考えると、多くの経験をさせてあげたいと思います。親が仕事に行った後、ゲームばかりしているのではと心配しています。泳ぐことに関しても、もしものときに身を守れるぐらいの経験は必要です。

私の孫は県外におりますが、小学校4年生でまだ泳げないということを聞いてびっくりしました。昔はみんなが泳げるようになっていましたが、今は学校の授業だけでは泳げるようにならないのかと驚きました。

佐川町では小学校1年生では、どれぐらいの割合でプール25メートルが泳げるようになっているのか。6年生ではどうなのか、その辺の現状をお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

子供の水泳、泳力といいますかね。それにつきましては、これ学校での目標ですけれども、これ学校ごとに異なりますから大体平均的なところですけど、小学校低学年は水に慣れ親しむと、3年生でクロールを25メートルと、4年生で平泳ぎを25メートル泳げると、5、6年生で50メートル泳げると、さらに背泳ぎができることを目標とこういうふうにしております。これ学校による格差はあります。それとスイミングスクールでやっておる子供さんとの差つてのはもちろんございます。

ですがですね、私が尾川で見ておったにはかなり体力的に厳しい子供さんでもこれは達成しておりましたけれども、一般的にですね、各学校に聞きますと、25メートル泳ぐのが精一杯という子供さんが多いと聞いております。

中学校ではですね、この上にクロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライでこの4泳法を身につけることを目的としておりますけれども、これもですね、何らかの泳法で25メートル何とか泳げるという程度だと。25メートルでは泳げない子供がいるんですかねとこう聞きますと、こういった生徒さんが約2%、中学校済む時点で4、5名の子供さんが25メートル泳げないかなあというふうに聞いております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

目標に達するのはなかなか難しいと。

やっぱり昔はですね、本当に学校から帰ったらかばんを放っておいて川へ行って泳いだというふうな、私らの時代はそうでしたが、なかなか全員がっていうまでは難しいのかと思います。

しかし、水に親しみ、自分の身を守ることができる子供に育てるにはどうすればいいか。少なくとも泳ぎたいと思う子が自由に泳げる場が必要ではないでしょうか。佐川町で泳げる川はどれくらいあるのか、伺います。

教育長（濱田陽治君）

泳げるというのはさあどうしたものかと思いますが、よく尾川ですね、泳いでおるの見かけます。学校でどう指導しておるのかという点でお答えをさせていただきます。

町内ではですね、監視員を置いた遊泳場所というのはございません。尾川小中学校では夏休み前に警察のご指導もいただいた上で、川で泳いだり川遊びをする場合は子供だけでは行かれませんか、大人と一緒にいきましょうねという指導をしておると。斗賀野小学校、黒岩小学校、佐川中学校も同様です。

佐川小学校はですね、夏休みの心得というものを見ますと、監視員がおらんので佐川の川では泳がれません、とこう書いてます。

ではですね、佐川以外で監視員のおるような川もありますので、そういうところではということ聞き返しましたら、そういう場合には大人と一緒に行くように、とこういう指導をしておるという回答でした。以上です。

9 番（坂本玲子君）

学校によってね、いろいろ本当に違うなあと。

遊泳禁止をしているのは佐川小学校だけということですので、それもそれかなと思いますが、やっぱり川はね、子供だけで行くのには不安があります。本当は各学校がプール開放できるということが必要だと思っています。町民プールに来るには遠すぎる地域がありますので、地元でいつも通っている学校なら来ることができる子も多いはずだと思います。

教育委員会ではプール監視の予算を計上していますし、また学校では夏休み期間授業がありませんので、先生たちが多忙なことは理解していますが、小さな学校でも先生の数は10人以上います。教育的意義を考えるとプール開放は可能じゃないかと。

先ほど、実施主体は教育委員会で、運営の主体がPTAということになっているということでしたが、実施主体が教育委員会であるならば、委員会と学校が協力してプール開放の手立てを考えていただきたいと思います。その辺は

いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

まずですね、小さい学校というお話がありますけど、黒岩は10人もおりません。すいません。

教員もですね、PTAの一員ですので監視に参加できないというものはありませんけど、実際はですね、研修等があっても無理です。それと本当にご存じのとおり、またいろんなところでこの6月議会でもご説明を申し上げたんですけど、本当に教員の業務は多忙というなかなか厳しいものがございます。

次にですね、負担の件です。

この監視員を増やすということも考えてみたんですけど、1校に例えば4人充てるとしたらですね、4校ありますので16人ということになって、財政上の課題も当然ございすけども、委託先がですね、それだけの訓練をした人材を提供するというのはなかなか無理じゃという問題があります。これで困難になるということです。以上です。

9番（坂本玲子君）

その人数、全部を委員会で人数を構えるのは難しいと。けど例えば、保護者の負担を軽減する方向で少し改善するっていうふうな方向もあるかと思いますので、ぜひですね、学校と教育委員会と保護者会と話し合いをしてですね、開放できる方向で考えていただきたいと思いますと思いますが、その辺検討はどうでしょう。

教育長（濱田陽治君）

これは坂本議員のおっしゃるとおりで、一番には川でですね、親御さんもついてながらとかいろんな地域での見守りもありながら、川での経験をしていくというのがより一番いいなということを思います。

それができん場合にはやっぱり近くの学校、自分が通ってる学校でですね、やっていただくというのが次の策としてよろしいと思うんです。

そういう点でまた3学期ありますので、予算ということもありますけれども、どの辺でそしたらPTAの皆さんは受けてもらえるだろうねということもちょっと協議をしてみたいと思います。

また監視員を派遣、こちらからさせていただく場合にですね、その派遣を受けてくださる方はどれぐらいの人員を提供してくださるかなという辺りをもうちょっと詰めてみてですね、改善する方法がないのかちょっと工夫をしてみようかなと思っております。以上です。

9番（坂本玲子君）

昔はですね、正確に研修を受けた監視員ではなくて、高校生とか、学生など

がそれを請負ってやっていたりしたこともありました。本当にどこかへ委託をして監視員を派遣するってのも、夏の1、2ヵ月だけっていうのを、人数を構えるのはなかなか難しいかと思いますので、そういう意味では例えば受けてくれるの高学年の高校生とか大学生とか、夏の間、休みもありますので、そういう方がいないかと、事前に少し研修をするというふうな形もとれるかと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

教育委員会やPTAでプール開放ができない場合もあるかと思いますが、幸いなことに佐川町には町民プールがあります。今年度、夏に町内児童の町民プールの利用はどれだけあったのかお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。

今年度の町民プールの子供の利用者数ですけれども、今年度夏、10月までで1,799人、これは町内の子供ですけれども、が利用して、そのうち7月、8月が1,130人という数字になっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

佐川町では夏休み中のプール開放に関して、監視員の予算を組んでいただいております。それは今も続いていると思いますが、どれくらいの予算が計上されていますか。

教育次長（廣田春秋君）

見積もりをもらっておりますけれども、それでは1日2時間で10日間の予算、1学校につき10日間の予算を取っております、それが13万円掛ける消費税でございますので14万3千円という見積もりになっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

大体全体で65万ぐらいの予算ですよ。町民プールの減免状況ですが、町内の子供の減免はどのようになっていますか。

教育次長（廣田春秋君）

町内の子供さんは半額になりますので、110円という価格になっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

今年度、佐川小学校PTAではプールの利用料を何回か無料にするよう補助を出していると聞いています。その内容についてご存じでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

佐川小学校のPTAのほうで3枚綴り、3回利用できるチケットを全校の児童に配ったというふうに聞いております。その利用数については216人分が利用されたというふうに聞いております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今、プールの監視員の予算が 65 万円があります。プール利用料が 110 円ですから、本当にそれを利用料に変えると 6 千人ぐらいいはね、使えると。

実際に使っているのが、例えばプールの利用者数が夏休み期間中は 1,130 人ということですので、これが私、先に聞きましたところ今 5 年度が、7、8 月で 868 名、6 年度 1,130 名ということで、令和 5 年と令和 6 年の夏休みの利用者数の変化を見ますと 262 名の増、佐川小学校の無料券利用者が 216 名となっていますから、無料券を配布することの影響が大きかったのかなと認識をしています。

夏休みが約 40 日ぐらいですから、計算すると今年度児童の利用が 1,130 人であることを考えると、今の予算で十分に合います。子育て支援に力を入れている町長、町民プールの子供の無料化についてはどのようにお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えします。

無料化につきましてはまだ、現在のところ協議はしておりません。指定管理に出しておりますので、そちらのほうの影響も多少出てくるのではないかと考えております。

やはり坂本議員、私らの時代はですね、川に行って遊ぶというのが夏になればやっておりました。やっぱり先ほどから坂本議員のほうからもいろいろ質問されておりましたが、やはり何が危ないかっていうのをね、やっぱり学ぶということも大事じゃないかなと思いますが、今は昔と違って川もちょっと汚くなっておりますので、なかなか学校としてもそこで泳げるっていう川がないというのが実情だと思っております。

そのために町民プールもありますので、そういったことで学校でですね、やっぱり泳ぎ方を教えていただいて私らはその川に行って遊んだと、当然泳げない友達もおりましたが、それも一緒に行ってですね、楽しく遊んだという思い出がありますので、やはり学校でしっかり泳ぎ方を教えていただき、それから町民プールのほうでですね、自由に遊んでいただきたい。そのように考えております。

無料化につきましては、子育て支援、私も力を入れておりますので、そういった意味でも、次の質問にもありますのでおもちや美術館のほうもですね、またそこはその場でお答えをさせていただきますが、今のところ教育委員会との協議の中で無料化にするということは進めておりません。

また協議をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

9 番（坂本玲子君）

無料化ね、町民プールの場合は委託先があって、その無料にした分を出してないんですよ、町としては。

おもちや美術館のほうは、無料化した分を町は指定管理料の中に入れてますよね。その方式も考えれば、その金額的にそれほど大きい金額ではない、何十万かの問題だと思いますので、考えないとか検討してないんじゃないかと、ぜひ今後検討していただいて、前向きに子供たちが健やかに成長できるようにしていただきたいと思います。

またその町民プールの運営、監視にもちょっと少し不安があります。私は年中プールを利用していますが、監視状況などの実態をきちっと把握して、適切な指導をしていく必要があると思っています。

せっかく町民プールなら安心だと思ってきた子供たちが、町民プールで事故が起こって亡くなったというふうなことが起こっては大変ですので、ぜひこの点もきちんと対処をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

毎日プール使っていただいてありがとうございます。

確かに監視体制というのをしっかりとすることがあそこのプールのまず第一の肝になりますので、そこら辺は指定管理者と重々協議をしたいというふうに思っております。それでプールの無料開放ということになりますとその分、人が大勢来てくれるということも想定されますので、そこら辺の管理体制がいかに取れるかということも、無料開放にするかどうかを検討する際には重要になってくるかなあと考えたところでございます。以上です。

教育長（濱田陽治君）

少し補足をさせていただいております。

プールの利用がですね、温水ですのでずっとばらけてくださればいいんですけど、通常ですね、7月の20何日から8月の盆前ぐらいに、大体子供水泳しますので、そうすると700人ぐらいの子供がですね、そこにワッと来ると、なかなかプールの管理体制は厳しいかなという心配しております。

それとなんていうか、監視体制でよほど気をつけていてもですね、ご本人の病気でですね、実際、何とか梗塞みたいなものですけど、プールサイドで倒れて救急搬送という例も3年ぐらい前でしたか、あつてますので、よほどそのあたりを気をつけないかなかなというふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

サッカーの小学校の例を見ますと、例えば300人で3枚で900枚ぐらい

配っている中の、使ったのが 200 何枚です。

だから 600 人おるから毎日 600 人来るといようなことはないと思います。その中で、例えば多く来るだろうけれども 7、8 月は朝から開いておりますので、それからいろんなクラブに所属している方でサッカーやったり、いろんなばらせることはあると思いますので、600 人来るからその体制を整えないかんらいうようなことではないと私は考えております。

でも子供の成長発達、その時点での適切な対処や条件整備が必要です。町内各校の夏休みプール開放を委員会主導でぜひ実現していただきたい。また、町民プールの児童の利用料の無料化をして、子供たちが育つ環境を整えていただきたいと思います。

これでプールについては終わります。

続きまして、おもちゃ美術館について伺います。

昨年 7 月に開館してから 1 年以上が経過しました。おもちゃ美術館のオープン前の目標値や、現在の入場者数や決算状況がどうなっているのか、伺います。

産業振興課長（下八川久夫君）

坂本議員のご質問にお答えいたします。

おもちゃ美術館におきましては、令和 6 年 11 月に入館者が開館以降、延べ 10 万人を達成いたしました。また、令和 6 年度の入館者数は、11 月末現在で約 4 万 4 千人となっており、年間 6 万人のペースで推移をしております。

おもちゃ美術館を管理運営しております、一般財団法人幸せづくり佐川の令和 6 年度の予算におきましては、年間 4 万人の入館者数を目標にしておりますので、入館者数及び経営的にも非常に良好な運営状況であると考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私も学芸員になりまして何度か行っていますが、非常に楽しいところで、行くたびに楽しいなと思っています。

また利用者の方も結構長時間滞在して、子供だけでなく大人も楽しそうに過ごしておられるのを目にしています。利用者でリピーターとなって何度も利用する人はどれぐらいいるのかご存じですか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

リピーター数につきましては正確な数字は押さえておりませんが、おもちゃ美術館は受け付けで館内の案内や注意事項についてご説明をさせていただいてます。その際に、初めての来館かどうか確認を行っておりまして、おもちゃ美

術館のスタッフの感覚的なところにはなりますが、聞き取りをしたところによりますと、リピーターのお客様の割合が多くなっているということで伺っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

それと小学生以下の入場者数、町内児童の入場者数はどうなっているのかお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

利用者の内訳としまして、大体町内が全体の約 5 %という形になっております。累計の数字になりますが、町内の有料の子供さんになりますので中学生までという数値になりますが、累計約 2,500 人ほどの利用となっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

それは多分 15 ヶ月でのお話ですね。

大体年間で概算すると 2 千人か 2 千人ちょっと超えるぐらいかと思いますが、前年度は開館当初でしたから、平常になるともっと少し減るかもしれませんが、おもちゃ美術館の予算書では子供の入館者数、町内の子供の入館者数が 1,020 人と予想をしています。町内子供の利用料は 200 円ですから、前年度並み予想人数 2 千円で、無料にしても 40 万円しかかかりません。予算書の 1,020 人なら約 20 万円出せばいいだけです。

佐川町がおもちゃ美術館を開館すると決めたのには、町民が雨の日でも遊べる場所が欲しいと願っていることを知って決めた経緯があります。ところが子育て世代の所得は、生活保護以下の所得ぎりぎりの家庭が多くあります。連れて行ってあげたくても高過ぎていけない家庭も多いのではないのでしょうか。

令和 5 年 9 月議会で、おもちゃ美術館の町内小学生以下の入館料を無料にさせていただきたいとお願いしましたところ、町長は、町内在住小学生以下の入館料無料に関しては、子育て支援は私の政策の 1 つなので前向きに考えたい。まずは年間をとおしての入館者数、町内外の割合などを把握、無料化にした場合の財源措置をどうするかを含め、無料化に向けて協議をしていきたいとの返答でした。

予想を大きく上回る利用者数があり、収支も安定をしております。来年度からぜひ無料にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

利用料の無料化につきまして、前回そういうふうな答弁をさせていただきます

した。また最近ではですね、電気料、物価の高騰など世界的な原材料価格の上昇、また急速な近年にない水準の円安と様々な要因が絡み合っていますね、影響は今までにない規模で全国に広がっているというふうな認識をしております。

子育て支援に力を入れております佐川町としましては子供の利用無料化、本来に必要であると考えておりますが、現在の指定管理料にも多少なりとも影響が出てくると考えておりますし、少子化という大きな課題もありますので、無料化にする日、例えばですが、子供の日、祝日、休日及び夏休み、冬休み、春休み期間を限定して実施するのも1つの方法ではないかと思っております。

また現在担当課、産業振興課からの提案でですね、町内の未就学児を対象として来年度から年に1回、親や保護者と一緒に入館できる無料ペア招待券を配布していくというような提案をいただいて協議をしているところでございます。

今後はですね、これからの社会情勢も変化を見ながら、影響などを調査しまして子供の利用料の無料化について協議をしっかりとしていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

考えていただきたいのはもう1点。

今、障害児者については入館料が無料になっています。その介護者は無料になっていません。障害児者を無料にしている施設のほとんどが1名の介護者も無料になっています。町民プールでも障害児者とその介護料は無料です。これについても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

障害者手帳を持たれている介助者の方は、現在佐川町のおもちゃ美術館では有料となっております。

この介助者の取り扱いにつきましては、全国のおもちゃ美術館で取り扱いが異なっているという状況にはなっております。また県内の公共施設、また町内の町民プール、また地質館などは介助者も無料と1名無料という形にはなっております。

おもちゃ美術館に関しては指定管理をしているということもございまして、現状の経営状況でいけば非常に良好ということにはなっておりますが、これから先の入場者がどうなっていくのかというところがありますし、現状おもちゃ美術館のスタッフに関しては、町から2名の職員が支援をしているという状況もございしますので、そういった経営的なところも含めると、現状に関し現在はずぐに無料化というところではなくて、利用の仕方とか含めて運営団体の財団法人しあわせづくり佐川と検討はしていきたいと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

では言わせていただきます。

予算書を見ますと 134 万円の利益を見越しています。その中の指定管理料の中に含まれます、指定管理料の中にはその町内の子供の差額分、それから町内大人の差額分がもちろん入っていますが、その他に光熱水費 60 万、清掃委託料 50 万、これが指定管理料の中に含まれていると。これは多分おもちゃ美術館が出すべきこのプラスになるなら、出すべき経費ではないでしょうか。

この 50 万と 60 万だと指定管理料は 110 万円減少しますので、子供の無料化が必要としても 40 万ですので、指定管理料はそれ以上に減額できますので町が出すお金はそんなに増えないんじゃないかと。そこの辺の検討も含めて、再度きちっと考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

指定管理料、光熱水費等につきましては、公の施設ということもありますので、一定町として負担していくというところは妥当であるというところで考えておりまして、今後の指定管理料、またその児童、それから介助者の無料化につきましては、運営状況等も踏まえて利用状況も照らし合わせてちょっと考えていきたいというところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひですね、本当に適正なのは何なのか、子供にとってどうなのか、住民にとってどうなのかと、そこの辺を十分検討していくことが必要なのかなと。もうここまでしか言いませんので、しっかり考えていただきたいと思います。

続きまして、学習用端末、タブレットの取り扱いについて伺います。

7 月 14 日発売の読売新聞によりますと、小中学生に 1 人 1 台配備された学習用端末の利用をめぐり、一部の自治体が端末アプリに、アプリを提供する会社に、子供の個人情報を直接取得管理させていることがわかったとありました。これはリクルートに委託している学校の話です。リクルートでは商品改善に使ったりそのデータを海外に委託したりしていることがわかっています。びっくりしまして佐川町での実態を知りたくて質問させていただきます。

まず、教育現場での個人情報についてはどんな取り組みや取り扱いをしているのかお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。

まず、個人情報とは何かということですけども、学校現場での個人情報ということになりますと、児童の氏名、住所、生年月日、学年、クラス、学籍番

号、それから身長、体重というようなものから、出席欠席の情報や、学習の履歴、ここには学習アプリでの回答の結果とか、そういうような内容も含まれると。そういうものを個人情報として取り扱ってるということになります。

その取り扱いの方法におきましては、個人情報保護法とか、その他の法令、条例規則にしたがって、適切に管理を実施をしているところです。具体的には、原則として法令が定められた範囲で個人情報を取得すること、利用目的を特定すること、提供する場合においては、目的の範囲内にすることなどになります。また保管する場合におきましても適切な範囲での保管、法令に定められているものでは、保存期間を過ぎたものは廃棄するというようなことで適切に管理をしております。

それから日々の個人情報の取り扱いということにつきましても、佐川情報セキュリティポリシーを準用しまして、物理的なセキュリティ、人的なセキュリティ、技術的なセキュリティなどの面から管理体制を運用しているというふうになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

教育現場独自のセキュリティポリシーは作成していますか。

教育次長（廣田春秋君）

情報セキュリティポリシーの策定につきましては、教育委員会独自のものは策定しておりませんので、町のセキュリティポリシーを準用することになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

3月12日発売の読売新聞によりますと、東京23区や政令市など74自治体、子供の個人情報を守るため情報の利用目的を定めているかを取材したときに、定めていない自治体が23%、具体的に指定している自治体が9%、利用目的を児童、保護者に明示しているのが55%、目的外利用を禁じていないのが24%となっていました。

学習端末アプリでの利用目的の特定と明示はできているでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

学習アプリでの利用目的の特定はできておりますが、そこへ対して保護者への同意というところは個々のソフト、個々のアプリでは行っておらず、タブレットを利用する際にグーグルのアカウント作成をいたしますが、その際に同意を求めることで、タブレットによる学習全体の同意を求めるということになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

アプリごとにはしていないけれども全体としてはまずできているというふうな

ことですが、同意をしたので明示をされたってわかるのかわからないのか、その辺が非常に不確かだと私も自分が承諾するっていうのを押すんですけれども、何を承諾したのかわかってないっていうふうな状況もありますので、わかりやすいその明示の仕方っていうのが必要かと思います。

佐川町では学習アプリで業者の方をお願いをしているわけですが、その業者の方には何がわかり、どんな取り組みをしてどうコントロールしているのか、お伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

学習端末にインストールしてるソフト、アプリとも本当に様々なものがありますが、すべてがすべて個人情報と紐づけをしているわけではないですけれども、幾つかそういうものが必要なものがあります。

そういう業者につきましてはそれぞれの業者ごとにですね、利用規約の中で個人情報の取り扱いであるとか、データの取り扱いという決まりがありまして、その中で、例えばですけれども1つ、これミライシードというアプリの提供者はベネッセコーポレーションですけれども、そこの例を見ると、ミライシードの提供に関して知りえた利用者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律にしたがい、善良なる管理者の注意をもって現状に管理し、契約者の書面による承諾を得ることなくミライシードの提供以外の目的で使用しませんであるとか、データの取り扱いでは国内のサーバーで保管しますというようなことが決められて、それぞれのアプリごとに決められた利用規程で適切に管理されているというふうに理解をしております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

アプリの中でですね、そのパソコン、i P a dを開くと学年とか組とか名前とか出席番号が紐づけられていると聞いておりますが、これが業者に直接わかるようにはなっていないのか、なっているのか、その辺をお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

アプリで、どんな情報が紐づいているかということですが、例えば先ほどのミライシードの例で言いますと、学年やったりクラスであったり名前というものが紐づいてはおります。

ただし、その紐づけをする作業というのは、業者側とするのではなく、学校側、使用者側でやりますので、業者側が理解をしているのはあくまでもアカウントの番号であり、それ以上のものは業者側は知りえないということで、学校側は番号が、誰の誰べえさんというのを把握はしているけというような感じになっております。

まとめますと、この紐づけについては事業者に提供して紐づけをしてもらう

のではなく、使用者、つまり学校側で紐づけをしますので、事業者はアカウントの番号の情報を持っても、その番号が誰のものなのかわからないというような仕組みになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

業者側が、個人情報を利用するとかしないのは別として、丸投げのデータがデータで蓄積が生じて、将来にわたってその遺漏が心配されることがあります。今お聞きしましたところ、個人が識別されない形でデータを渡しているということで安心をしました。

今後ぜひ適切な配慮をお願いしたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

今、次長がご説明申し上げましたようにですね、今その業者間等では、契約とかルールの中で守ることをしっかりしておりますけども、今の時代ですので、はやそれをどうこうというそのさらに先のことが出てくる可能性もありますので、来年度教育研究所の中にですね、そういったことをしっかりできる人材が今1人おりますので、それをさらに補強する形でですね、よりそのセキュリティの体制も兼ねてこのICTの使用等についての方向性をしっかりさせていこうということを今検討しております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に私たちはこういうアプリとかいろんなことに對して知らない部分のブラックボックスがたくさんあります。専門の方がそういう指導をしていただけるっていうことであれば、非常に安心ができる形となると思います。

学習アプリで個人情報が漏れて業者の方がそれを使うことにより、将来的に個人の不利益にならないよう、十分気をつけていただきたいと思います。

これで私の質問はすべて終了します。

ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で9番、坂本玲子さんの一般質問を終わります。

ここで食事休憩のため、13時まで休憩します。

休憩 11時28分

再開 13時00分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、橋元陽一君の発言を許します。

5番（橋元陽一君）

5番議員の橋元陽一でございます。

通告にしたがいまして3本の柱を立てまして、質問させていただきます。よろしくをお願いします。

斗賀野地区では、この10月27日の日曜日、5年ぶりに地区民運動会が開催され、半日でしたけども、斗賀野小学校の運動場は子供からお年寄りの声援で賑わいました。

何よりも5地区のリーダーが次世代に若返っておりまして、夜は5地区でそれぞれ子供たちも参加する懇親会も行われ、みんなで楽しい1日を過ごすことができたというふうに思います。

年1回の地区のイベントですけども、他の様々な行事とあわせて、地域で世代を超えた人のつながり、広がりを実感することもできました。

園児や小学生、中学生、高校生の参加もあり、競技で子供が足りない場合は、団長が他の地区に応援を頼みますと言いますと、子供たちが手を挙げて応援に駆けつける場面もあり、穏やかな雰囲気の中で競技が進んでいきました。参加者みんなが子供たちから元気をもらう1日になりました。さらに、子供たちが成長する姿を見ることができた機会がありました。

1つは、翌日になりますが、10月28日、議会として斗賀野小学校の視察が行われたときのことであります。

もう1つは、11月22日、2回目の教育懇談会があり、授業の様子を見たり校内を回りながら、バリアフリーの進捗状況などの説明を受けた後、資料に基づいて子供たちの状況について説明を受けました。なかでも、校内視察の中で学校長が今、子供の視点で校内の設備を点検してるっていう言葉を話されました。すごく大事なことを語られたなというふうに思っているところであります。

この議会訪問と教育懇談会での説明のときに配布された資料に関わって、質問してまいりたいと思います。

全国で学校に適応しにくい子供が増加していると報道されている中で、コロナ禍でさらに不登校が進んできて多くなっているという報告を受けてまいりました。ところが今回の説明の中で、町内の子供たちの不登校状況が改善している状況が見られるという報告がありました。

これまでの答弁と重なることも多いかと思いますが、この間、町内の子供たちにどのような変化が見られるのか、どのような手だて、対応されてきたのか、お構いなしで具体的な事例を挙げて説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

橋元議員のご質問にお答えをいたします。

近年、町内各小中学校で発達障害傾向の児童生徒は、県平均を大幅に上回り増加しております。特別支援学級に入級している児童生徒も著しく増加しまして、アレルギー対応給食の提供を受ける子供たちも著しく増加と、さらに家庭での生活リズムや学習環境の問題など、子供たちをめぐる状況は厳しさを増しております。その中で学校に適用しにくい子供たちの増加は明らかなことかと思えます。

一方、これらの状況の中で佐川町内の中学校における不登校の発生率は、国の平均や県の平均を下回り着実に低下をしております。

これはよくご説明申し上げておりますけれども、町内中学校での不登校の発生率は、平成30年に向けて増加を続け、30年時点で国平均で3.7%であったものが、県平均では5.1%、佐川町では6.3%までになっております。

教育研究所を作って不登校対策に取り組みましたところ、令和元年、2年と4.7%、3.1%と下がっております。ところがコロナでまた上昇しまして、令和3年で5.6%、令和4年で6.1%。ただこの6.1%が県平均は6.5%、国が6.0%ですから、県平均を引き下げるということではなくて国並みというレベルです。

これが昨年度、令和5年度になりますと国が6.7%、県は6.5%、相変わらず上昇しております。それに対して町内では4.9%。今年の推計値10月1日時点では多分、年度末までやって3%を切るのではないかなというところなんです。こう見ますと平成30年からの推移を見ると、もう明らかに低下傾向と思われ

ます。

それで学力の状況についてもですね、今年の結果から見ると小中学生の学力の状況は、全国学力学習状況調査の結果を見ますと国平均並みです。これも学校によるでこぼこが非常にあったんですけども、だんだんこうならされてきているという状況です。こう考えればいずれも改善傾向だと思います。

また、ふるさとを愛しふるさとに住んで貢献しようとする子供たちが、町長の行政報告にありましたように明らかに増加をしております。このあたりは明るい話題かと思えます。

条件といいますかね、子供さんたちの状況が厳しくなる中で、こうやって学校教育の成果は出てきているということはいえるのではないかなと思います。これは課題を解決するために研究所を中心に、小中学校で子供理解、仲間づくり、学級経営の改善、授業改善、ふるさと教育などに総合的に取り組んでいることの成果や、サカワークの活用などによって子供たちへの関わり、励ましな

ど保護者、地域の皆様による関わりが増えまして、地域ぐるみの教育が進んできたこと、これの成果かとも考えております。

今後ともこの方向を着実に継続し、安定した成果を得て文教のまちの具現化につなげていきたいと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

この10数年間の子供たちの動向を見ながら、明らかに子供たちの状況が大人になっていきますか、学校現場、保育、それから地域等含めてですね、大人のネットワーク、つながりの中で、子供たちが前のほう、前のほうについていか、しっかり生きていく姿を取り戻しているということがうかがえるのかなというふうにも思います。

そこですね、このときの説明会の中で、資料の中にもありましたけども、こういう学齢期の子供を超えて、18歳から27歳のひきこもりの青年の動向についても報告をいただいているところでもあります。この学齢期の子供たちだけではなくて、この18歳、27歳の青年のひきこもり状況についても改善しているという報告を受けました。このデータの中でなぜ18歳から27歳と年齢幅を設定して取り組みが展開されているのか、実態を把握されているのか。この世代を抽出された経過について簡単に説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

これはですね、教育委員会では青年期のひきこもりの状況を、9年間の義務教育の成果を計る1つの指標として考えております。

高等学校での3年間というのがありますけれども、この義務教育段階でひきこもるという状況があった子供さんは大人になっても引きこもる例が多いということを知っておりますので、そのために18歳から27歳という10年間を見ておることです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

中学校卒業後の子供たちの動向をですね、約9年ぐらいかけて追跡をして調査をしているということでもあります。

この世代のひきこもりの現状につきまして、町内ではどういう組織で、どんな検討し対応されているのか、組織や対応の中身について、構わない範囲で説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

すいません、前置きにですね、ひきこもりということについて少しご説明をしておきます。

これは佐川町に在住の方で、家族以外との関わりがなく、社会参加をしていない状態が6ヵ月以上続いているということで見えております。どこからこうい

うのを聞いてきているかという、民生児童委員さん、主任児童委員さん等ですね、子供支援ネットワークの中でその話が出てきますので、そこを記録をずっとこう数えていって計数をしているということです。

さてこのひきこもりにつきましては、健康福祉課との連携、教育支援センターすまいる一むでの支援と、すまいる一むで支援した子供さんはですね、大人、青年期になってもひきこもっていないという事実があります。

教育相談員やカウンセラーによる教育相談の充実、学校での子供理解の促進、仲間づくり、学級経営の改善、授業改善など組織的な不登校予防対策。それから自治会長さんや民生児童委員、主任児童委員さんを始めとする地域の見守りなど、当面の支援と根本解決の施策を合わせた総合対策を実施しております。

こういうところですので、今後は一層、各機関、組織の取り組みの整合性を確認しながら、たゆむことなく施策を推進していくことと考えております。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

健康福祉課としてもひきこもり対策の関連ですので、お答えをさせていただきます。健康福祉課におけますひきこもり対策の現状につきましては、各係、特に明確な対応部署は設けておりません。

ただ相談の中で、例えば精神、それから児童虐待、子供相談、それから生活困窮、そういった様々な相談業務の中でひきこもりの事案があった場合、先ほど教育長が答弁をいたしておりましたが、それぞれの関係機関が連携してですね、例えば種類であれば中央西福祉保健所、それから教育委員会もそうです。それから社会福祉協議会、民生委員、児童委員さんと、そういった方々と連携しながらそのケースに合った支援をしているというところでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そういう青年っていうか、18 歳、27 歳の青年のひきこもりの現状についての対応、教育行政から越えてですね、健康福祉課、社会教育のほうに手を広げて、いわゆる佐川町独自の取り組みだと思えるんですけども、子育て、子供支援ネットワーク、こういった独自の組織も生かしながら対応されてることによって、中学校卒業後も青年が社会の中に参画していく力をつけているということが取れるのかなというふうに思います。

こうした取り組み、今、健康福祉課長、教育長からも答弁いただきましたけども、非常に教訓的な佐川町独自の取り組みもあるんじゃないかなというふうに思います。

また、そこで手が届かない課題もありながらと思うんですけども、こうした取り組みをとおして得られた教訓とか課題について、町内外の組織も含めてですね、佐川町の独自の取り組みとして発信、共有されてるき場面があるのかなのか。ぜひこの佐川町の取り組みもですね、町内にもどんどん発信をしていただきたいし、町外のほうにもですね、発信していただきたいなと思うんですけども、そこら辺の動きについて何かあったらご紹介いただきたいと思います。教育長（濱田陽治君）

いくつかご質問があったと思います。

まず教訓につきまして。これは現状にいかにかに即した対応をするかということです。それも研究者はですね、筑波大学の名誉教授で、今、東京成徳大学の教授をなさっている石隈利紀先生を中心とした研究者にご助言をいただいておりますが、こういった方とかカウンセラーなどによる専門家の助言と支援によって、子供理解を確かにすると。引きこもりがちな子供たちの居場所を作ると。浮かして実態に即した対策を実施すると効果があらわれやすいと。またですね、各方面との連携と役割分担の中で、組織的に対応すると成果につながりやすいという点です。

逆に教訓といいますか、逆の場合に、知見が不足している支援者の場合に、思い込みに基づくある意味ワンマン的な対応をなさると逆効果になって余計追い込んでしまうと。

例ですけども、私も昭和の生まれですから、情についでしてしまうんですけど、情に訴えてもですね、逆に追い詰めてしまうというようなことがあります。

課題としてはですね、学校教育など支援できるステージから漏れている事例、卒業したりですね、それから家族ぐるみでより重篤な事例の場合に支援の手が届きにくい事例があるということが課題であると思っております。

共有につきましては、先ほどご答弁いただきました福祉の分野で子供たちを支える健康福祉課とは保育所園での対応を始め、課題ごとに対応について協議をしておりますが、今後この協議を定例化することとし、課題意識を共有し方向性を一致させていく施策を推薦をしていきます。

それと地域支援ネットワークの取り組みの中でも、民生児童委員さんをはじめ、子供や学校を支援してくださる皆様と定期的に協議をしておりますが、これも現状にいかにかに即した最適な対応するかという方向で一層充実をさせていきたいと思っております。

なおこの取り組みはですね、県教委の人権教育課を通じて県内にも伝わっていると思いますけども、まだ積極的にですね、お伝えをしてというところまではいってはおりません。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員のご質問に、健康福祉課としてもお答えをさせていただきたいと思
います。

このひきこもり対策、こちらの対策につきましてはですね、今後の地域社会
において大きな課題になると認識しております。ただ、非常にデリケートな対
応を求められる場面も多くて、なかなか難しさを伴う対策でもあるというふう
に考えております。

そういった意味で先ほど教育長がおっしゃっていましたが、確かな知見に基
づいた、しかも多機関協働による切れ目のない対応。それがそれから対応が難
しくなる前の予防的支援、こちらのあり方が課題ではないかというふうに考え
ております。

健康福祉課といたしましても、地域や関係機関を含めてどういった形で対応
すべきか、引き続き、特に教育委員会と教訓と課題を共有しながら、関係機関
が連携した取り組みが進むように対応してまいりたいというふうに考えており
ます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

発達段階で困難な状況を抱えた子供たちが、こうして手厚い行政、社会の手
だてを受けてですね、しっかり自立していく姿がこう描くことができるんじや
ないかなと思います。

ぜひ佐川に住んでよかったと、佐川に戻って住みたいと、そういった声に応
える大きな取り組みをなるかと思しますので、引き続き大変な労力が要るかと
思うんですけども、組織を超えて、子供たち、あるいは青年たちに手を差し伸
べていただきたいというふうに思います。

さてこうした状況の中で、教育長のさっき説明ちょっとありましたけども、
発達障害の傾向が見られる子供たちも増加してるということも報告を受けてい
るところであります。

データの中でも町内の子供たちの中で、特別支援学級児童生徒数の割合が高
くなってきてるという状況がある中で、その背景は先ほど言ったひきこもりの
状況等含めてですね、どんな関係があるのかなのか、こうした実態をどうい
うふうにとらえておいでなのか、その実態をどんなふうに分をされて、こう
した支援学級に通う子供たちへの対応について、どんなふうなことを手を差し
伸べておいでなのか、大まかなことで構いません。概要の説明を構わない範囲
でいただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

発達に課題のある子供たちの町内での割合は、これは令和2年の調査ですけれども、診断のある子供が小学校で7.8%、中学校で8.5%と。それぞれ県平均の2.2%、2.1%から大幅に上回っております。

また特別支援学級に在籍する子供の割合も、平成26年度に24名で2.69%でしたが、今年度は63名で8.58%となっております。これ令和6年度の県全体は5.3%です。いずれも明らかに高い割合を示して憂慮しております。

その原因はですね、保護者がうちの子供には最適の教育をとというふうに、特別支援教育に対する理解がある程度進んできたということもありますかなというふうには思いますが、率直に言ってこれは不明です。原因の一部ではないかと推測しまして、令和4年に子供たちの生活リズムの調査を実施いたしました。その結果は脳の発育に重要な乳幼児期の睡眠時間が短いと。体の基本ができる幼児期の運動時間が少ないと、発達発育が飛躍的に進む小学校高学年から中学校にかけてのメディア視聴時間が突出して長いと、こういったことが示されております。

これが発達に課題のある子供たちの増加の原因であるかについてはこれははっきりしたことは申し上げられませんが、原因の一定の部分にはあるのではないかなという推測はしております。この支援の必要な子供さんたちが増えていることにつきましては、先ほど申し上げました専門家の支援、助言、それから関東地方といいますか関東で、膨大なクライアントといいますかお世話をしている方たち、お世話をしているLITALICO社ですね、支援を得たりして、いかに子供たちの実情に合わせた支援をするのかと、ということをやっているということです。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

健康福祉課としても少しお答えをさせていただきたいと思います。

この発達に課題のある子供の増加、これにつきましてはご承知のとおり佐川町だけでなく全国的な傾向というふうに言われております。

その大きな要因の1つとして、児童福祉法の改正等によりまして近年、子供の障害に関する福祉サービスが充実しております。

そして同時に知見の向上により医師の診断がしやすくなったこと。また発達障害という言葉が社会的に認知されだし、保護者や保育士、教員など現場での理解も広がってきたことで、子供さんの特性に気づきやすくなったということも考えられるというふうに思っております。

佐川町として、発達障害傾向の子供の割合が高い数字が出ているという要因としては、これは確かなことは言えませんが、福祉の立場で言えば、町では乳幼児期からの発達相談事業、こちらを通じて専門家を始めとした関係機関との

連携をとった対応しております。

保護者を含めて発達障害に対する理解が進んでいることも、1つの一因ではないかというふうには考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。

行政枠を超えてですね、子供たちをとらえてもらってる状況も把握できるのかなというふうに思います。

斗賀野小学校の教育懇談会の中で、子供の発達の遅れが指摘をされて、保育園においても同じように発達の遅れがあるのではないかというふうに見ているということも聞きました。

今、教育長、課長のほうからもありましたけども、いわゆる大人がそういう発達障害の子供の増えてる状況っていうのは、社会的にとらえる力っていいですか、知見がこう広がってきてるということも一定考慮しなければいけないと思うんですけども、さらにこうなんか、子供たち自身の変化といいますか、それぞれの現場で子供たちと接して、10年、20年接する中で子供たちに何か違った状況が見えてきてるんじゃないかというようなこと等、報告を受けるようなことがあるのかないか、あれば懸念する状況について説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

議員がおっしゃいました斗賀野教育懇談会ですか、その場面で斗賀野小学校と保育所園との連携のが持たれているわけですけども、保育所、園のほうからですね、おむつの外れにくい子供が増えましたと、言葉の発達が遅いですとといったような報告があったと聞いております。

県下的にもこの話題がよく出ておりまして、通常、通常というかノーマルなといいますかね、ここまではというような発達のめどの状態と照らし合わせるとですね、2年ぐらい遅れているんじゃないだろうかということをおっちこちで聞くようになりました。

また企業関係のほうにはですね、今の若い人たちは7掛けぐらいの年齢で見ちゃらないかんということもよく聞かれます。例えば、20歳だったら掛ける7で14歳とかですね、それぐらいに見てあげないといけないということも言われております。

小学生については、子供たちの発達についての理解と支援についてアドバイスをいただいております。先ほどのLITALICOの担当のほうから、これ斗賀野小学校だけではないんですが、町内すべての小学生について言われているんですが、体幹、体の幹がしっかりしていないという子供が目立つと、全員

ではないですよ。そういう子どもが目立つと。つまり、座っているとかですね、立っているとかいうことに対してしんどい状態があると。これが体の揺れとかにつながって見えると。

これは落ち着きのなさにもつながりますし、脳の発育にも影響すると、こういうことが指摘をされているということが言われました。

これに対しては研究所の指導員がですね、遊びの中で体づくりを促進するという体操を低学年や保育所、園で導入する取り組みを始めてまして、尾川の保育所と、尾川の小学校の低学年で交流をしながらですね、この体操をやってみてその効果を今図っていると、というふうにして対策に着手をしておるということです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

子供たちの発達障害、発達の状況についてはですね、様々な分野から指摘もされ懸念をされていることが取り上げられております。

私もこの場でも紹介したこともあると思うんですけども、いわゆる食べ物とかですね、あるいは脳内攪乱物質、環境汚染、環境ホルモンによって脳内が非常に低い濃度で、脳の反応がですね、刺激を受けて、多動性っていうADHDの状況なんかもですね、30年、40年前から懸念をされて指摘もされてきた背景があります。

そうしたことと、今日の前の子供たちの中に見られることですね、重なっていくのではないかなという思いでこの項について質問させていただきました。

しっかり、子供たちを行政を越えて、向き合ってますね、対処されてる姿も確認できましたので、ぜひ引き続き子供たちとそうした手だてをですね、講じていただけたらというふうに思います。

少しテーマを絞り込んでいきます。

食の問題であります。

学校給食を試食をいたしました。子供たちは佐川の給食はおいしいおいしいと言って食べていることをよく耳にしているところであります。

この学校給食の中で、アレルギー対応食の子供たちがやっぱり増加傾向にあるという報告も受けているところであります。

この除去食の対応については、保護者と学校現場と綿密な連絡をとりながら、これまでも対応されてることをお聞きもし、報告も受けているところであります。この子供の食アレルギーが年々増加する現状についてですね、全体の小中を含めて、保育を含めてですね、保護者向けに何か発信してる情報や取り組みが佐川町としてあれば、ご説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

まず現状についてご説明します。

平成 25 年度に食物アレルギー対応の給食の提供を受けていた児童生徒さんは 17 名。これが年々増加しまして平成 30 年度に 25 名と、今年度は 31 名と増加する一方です。

これに対応しまして食物アレルギーのある子供さんにはできるだけ通常の給食に近い給食を提供し、給食の時間を楽しんでももらいたいなどの願いから、給食センター、学校、保護者で毎年定期的に提供について確認し、月々の提供内容については毎月綿密に打ち合わせるなど連絡連携を密にしながら、慎重にアレルギー食品を除去し可能な範囲で提供をしておるということです。

ただ主食材は収穫、購入、調理、配送、配膳の後提供されますので、その段階ごとにかなり厳格に対策を講じておりますが、1 つでも手違いがある場合によっては命の危険もあるということなので、ご家庭によってはお弁当のご持参をお願いするということもあります。

こういった辺りとかですね、食についてのこととか食生活について、それから生活スタイルを整えましょうとかいう辺りも併せてですね、就学前の健診の際や毎年度初めの P T A の総会で、私と給食センターのほうからご説明をしご理解とご協力いただくように努めております。

ただこの問題の要望や解決についてはですね、医療の範疇でもありまして、教育の分野としては具体的な解決、根本的な解決策というのは承知しておりませんので実際苦慮しているということです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

佐川町では 1 千食を超える給食づくりの中で、非常に綿密な配慮をしながら、保護者や学校とも連絡をとりながらですね、増えていく子供たちへのアレルギー食についても対応されていると。しかし一定限界もあるのかなということも含めながら、弁当持参の子供も何名かいらっしゃるということもお聞きもしてるところであります。

こうした子供の食の問題、子供だけではない、やっぱり世代を超えて、大きな問題につながっていくのかと思うんですけども、私たちは食べ物をとおして成長していくんですけども、この食の問題についてですね、こうした町内の保育や、小学校や中学校の現場の動向を踏まえながら、町として何か町民に対して啓蒙していくようなことを検討されている、あるいは検討されたことがあるのかなのか、あったら具体的な事例を挙げて、ご説明いただけたらというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この食の問題等に関しましての啓蒙活動につきましては、健康福祉課のほうですね、佐川町食生活改善推進協議会、こちらのほうに委託をする形の事業として、また協議会が自主的にやっておられる事業としてですね、長年取り組んでおります。

毎年ですね、町内の保育園、小中学校を訪問して親子料理教室、それから講話、そういったものを通じまして食生活の重要性や大切さ、食の大切さについてみんなで話し合うことで子供たちや、それから子育て世代、親御さん等に対しましても食育を推進をしております。

またこの食改さん、こちらのほうはですね、地域のイベント、それから行事等にも出向いていただきまして、実演等を交えた健康レシピ、こういったものの普及など、町民全体に向けた広報活動を積極的に行っているところでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

家庭生活の中であまり調理に関わっていない自分自身がですね、改めて反省するところでもありますけども、行政としても食改さん等含めたですね、現場に出かけて保護者、大人の食に対する啓蒙活動も展開されているというところでもあります。

ぜひそうした取り組みが功を奏するような形になるように、先ほど来、子供の状況を踏まえながら町民全体が共有できる場をですね、できるだけ行政のほうからも広報等でも発信をしていただけたらなというふうにも思うところでもあります。

こうしたさらにですね、斗賀野小学校の子供たちの状況についてもう少し掘り下げていきたいというふうに思います。

斗賀野小学校では、全学期に1回の割合で、教育懇談会が開催されまして、児童会のリーダーが意見発表して学校生活を報告してくれる場があります。

今年も11月22日に開催され、児童会の企画員6年生5人が参加をしてくれました。担任の先生が事前に発表内容について伝えることができていなかったようでございます。担任の先生がその場でごめんなさいと謝られる場合もありましたけれども、子供たちは司会の教頭先生からその場で、6年生として頑張ってきたこと、自慢できること、どんな学校にしたいか、将来の夢はというような命題を与えられて、全員がその場で考えて、話して報告してくれました。本当にたくましい6年生の姿を見ることができたと思います。

この学年、入学した当時は、1年生のときは2クラスでありました。2年生

に上がったとき子供の数が減って1クラスとなり、子供たちが落ち着いた学校生活を送ることができるかどうか、保護者の皆さんも心配する声も広がったところではありますが、学年を追うごとにたくましく成長してきてる姿を見ているところでもあります。こうした姿は、おそらく現場で教職員集団のチームワーク、また学校と保護者との連携した取り組みが背景にはあるんだろうなというふうに思っているところでもあります。

斗賀野小の教職員の皆さんが授業や学級経営、学校行事などを通じて取り組まれている、取り組んでですね、集団づくりなどで共有されていることがあるかと思います。そうしたことがこういう場に表れてくるのかなというふうに思います。

ぜひ、毎日の実践の中で少し意識的にこうした子供に向かってですね、集団づくりをどんなふうに取り組まれているのか。取り組んだことをですね、町内の様々な場で他校の教職員の先生方と実践交流する場があるのかないのか。あったら具体的な上げて、斗賀野小ではこういうことやってるよ、じゃ、うちでもっていうのはそういう場面があるのかないのか、あったらご紹介いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。

議員の皆様は10月の28日に参観していただきましたとおり、斗賀野小学校の子供たちはご家庭の協力もあり、落ち着いた状況の中でそれぞれが学びに向かっており、教職員も教育に携わる喜びを感じながら職務に精励をしております。その結果不登校児童はほぼゼロとなり、学力的にも全国平均並みにまで改善しております。

ここまで至るために、斗賀野小学校では校内で子供理解、仲間づくり、学級経営の改善、授業改善と根本解決に向けた取り組みを進める中で、養護教諭が中心となって子供たちの情報の共有を進め、支援会や職員間で綿密に課題と対応方針、方策について共有を図り、職員間の共通認識や方向性の一致を進めております。

ちょうどここにですね、先ほど申し上げました石隈教授が昨年斗賀野小学校の教員から聞いたというか調べたところがありまして、その内容をかいつまんで申し上げますと、視覚支援、目で見えてわかるような視覚支援を充実させた児童を受入れることを教職員が意識していると。学年に関係なく先生が会う子供全体に声をかけていると。やらねばいけないことが明確。管理職に相談しやすい。職員で共有している。目標が子供たちに明快。集会が子供同士の認め合いにつながっていると。何か問題が起きても1人で困るのではなくチームとして

対応してもらえると。教員の前向きな態度。こういったことが出されております。ということを考えますと、これは先ほど申し上げましたように、課題を共有し方向性を一致し、取り組みの方向をしっかりとしているということです。これについては町内全部、すべての小中学校でこの方法を平成 30 年以来徹底をしておるところです。

斗賀野小学校の場合には、また保護者と地域との情報の共有や方向性の一致も進めまして、保護者の安心と学校への協力へつながっていると。これらが教育研究所を通じての施策や教職員の人事政策と相まって早期に成果を上げるに至った要因と考えております。

また中学校区で一貫教育の推進をしておりますので、その中でこの取り組みは佐川町中学校区の各学校へも広がりをはめているということです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。

そうした子供全体が大きくたくましく成長していく姿が、共有されているというところであります。

さらにですね、斗賀野小学校では今年の 4 月、全介助の 1 年生が入学して 9 ヶ月が経過をしているところであります。視察や教育懇談会のときも説明を受けました。この入学後、全介助の 1 年生が入学をしてですね、本人自身にも変化が見られるということも報告を受けました。また本人だけじゃなくて、その子供が所属するクラスの子供たち、また上級生の子供たちにも大きな影響が出てきているということの報告を受けているところでもあります。

教育長として、こうしたことについて把握されることがありましたら、ご説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

把握していることにお答えいたします。

1 年生につきましては保育園から一緒に成長してきたこともあり、障害のある児童の状況をよく理解して、違いを違いとして認めながら温かく接しており、本人もよく受け入れております。

本人につきましては、保育園にいる当時はですね、小学校に入っていくらかねと心配しておりましたけども、入学後半年を超えた時点で見ますと、言葉がはっきりしてきました。トイレの失敗が少なくなってきたと。友達に自己主張ができるようになってきたと。絵を書くことができるようになってきていると。計算ができるようになってきているなど当初の予測以上の成長が見られております。

他の学年の子供さんたちについても最近掃除など接触する場面が増えてきて

おりますが、1年生と同様によく理解して違いを認めながら温かく接しており、学校全体での仲間づくりも一定貢献していると思います。以上です。

5 番（橋元陽一君）

一定困難な課題を抱えた子供の入学によって、本人自身もそしてまた周りの子供たちもしっかりお互いがですね、成長し合う場面が展開されているのかなというふうにも思うところであります。

こうした子供たちの、肯定的な成長の変化が見られる中にですね、気になるところが先生方の勤務時間の状況であります。この場でも他の議員からもそうした懸念をする質問も出てきてるところであります。

私も夕方、あるいは少し暗くなってから。8時前後、夜ですね。斗賀野小学校の前をとおりますと、教室や職員室の明かりがついてる場面を見ることもたびたびありました。多分、先生方が翌日の教材準備などに追われておいでるんだろうというふうに思います。

ところがですね、今回の教育懇談会で、斗賀野小の先生方の残業時間が減っているという報告でありました。えっと思ったんですけども、なんかやっぱり変わってきてるんだろうなと。それがこういうことにつながってるんだろうと思うんですけども、こうした斗小の教職員の先生方の勤務時間が短くなってきてる、改善されてるってことの変化について、何か教育長把握されてることがあれば説明いただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

手前にですね、先ほどの子供さんの件を1つの材料としてですね、ヒントをお示ししたいと思います。

先ほどの成果を上げてきたという、1年生の件ですけど、これは担任や介護職員の尽力もあって、また教職員の理解もあって学校全体で支えているということ。それから入学前からですね、保護者と綿密に協議をして、学校ができることと行政が支援することに加え、保護者の果たす役割について具体的に申し合わせた上で取り組み、保護者が学校に協力しながら懸命に取り組んだと。こういう姿があればですね、成果が上がるわけです。これは今後重い障害を持つ子供さんの就学先を検討する際にも参考になることなんですけれども、他の子供さんの場合でも同様だと思うんですね。

これによって結果として勤務時間の改善につながっていくんですけども、斗賀野小学校について具体的に申し上げますと、町内小中学校で比較的時間外勤務が少ない学校です。その要因としては校務用タブレットなどICT活用によってペーパーレス化を進めながら、効率のよい情報共有をしていると。例えば課題を持つ子が今どこでどうしているということ先生たちはスマートフォンで、

タブレット等ですね、すぐわかってるわけですね。リアルタイムに知っていると。だから探しに行く手間はそこでないですよということがあります。行事の精選や休業中における校内の会議や、研修の廃止などによるスリム化最適化に取り組んでおります。それから職員会議の効率化に取り組んでおります。

ところがこれらはですね、実はどこの学校でも程度の差はあれ同じように進んでいるわけです。やっていると。ではどこが違うのかというと、何よりもですね、日頃から課題意識と方向性を共有し、困っているスタッフがいたらすぐ誰かが支援するといった体制になっています。

実際 10 月に面談しましてですね、困っていることはないですかと言ったらどの方も、支援員さん用務員さんも同様で、困っていることがあったらすぐ誰かが助けてくれますと、こう言います。

こういった校内でのまとまりのよさが大きく作用しているものと考えます。この点はですね、町内各小中学校も随分参考にするべき点かと思います。以上です。

5 番（橋元陽一君）

本当に子供たちの成長を見守る周りの保育園、小学校、中学校、それから地域の大人たちがしっかり手を結び合ってですね、見守って支援をしてるという姿が確認をできたのかなと思います。

今、佐川町独自で立ち上げられています、生活リズム改善プロジェクトチームですか。ぜひこういう場にもですね、でも議論し共有していただいて、できたら、前もちょっとお願いしたことありますけど、このプロジェクトチームで出てきた教訓や課題を、時折チラシ 1 枚、難しいかもしれないけど、町民に伝える。こういうところが変わってきたとか、こういうことが課題ですよってなことを発信していただければ、もっと町民全体にも共有できていくのかなというふうに思います。

ぜひそういうことも検討を含めてですね、これからも子供たちのためにご尽力いただけてきたいということをお願いしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

次の質問に入ります。

最後まで行くかどうかわかりません。

2 つ目の大きな問題は、新産廃施設建設の進捗状況についてであります。

先月 11 月 25 日、議案説明会の後、エコサイクル高知から本体工事現場の南斜面で軟弱地盤が現れ、昨年的大幅な見直しに続きで新たな工法を見直していく説明を受けました。なかなかすぐに理解できない点もありました。一般質問

で少し確認をさせていただきたいと思いますので、これから行われる地元での説明会にもぜひ反映していただけたらなというふうに思って質問してまいります。

昨年2月から3月、南斜面での本体施設の南斜面でのスレーキングが発生をし、そして斜面勾配が変更され、工期が2年、工事費も当初の99.9億円から132.7億円へ予算の3分の1に及ぶ33億円が増額されて、現在に至っているところであります。

そして今回、同じ南側斜面でゆるい箇所が発生したため、という工法を見直していくという説明でありました。また、本体が据えられる底面、側面の面についていうのは、何十年も前に業者が埋め戻したエリアでもあります。本体施設の外側だけ、南斜面だけの問題ではなく、平面部の掘削でも軟弱地盤が現れていたのではないかと、私もちょっと画策をするところであります。

今回の説明で、工法の見直し前と見直し後の南斜面と本体施設の底面部というか、底のほうとの具体的な関係は大きく変化してないのかどうか、町として把握されてることがあればご説明いただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

橋元議員の質問にお答えをさせていただきます。

処分場の南側斜面におきましてゆるい箇所が発生したため、専門家の意見も伺いながら、現計画の対策工法を見直し、より安全に配慮した工事を進めていると伺っております。

なお、工法の見直しによりまして、表面部の脆弱層の廃土、土を取り除く廃土のため南側斜面を最大約6.6メートル掘り下げますが、処分場本体を建設する場所の底面部は、今回の工法の見直しでは変更は生じないと伺っております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

底面部のほうとの斜面との関係は変わってないというところでありました。まだ私もその説明だけで納得しているわけではありません。

今回、重力性変形という言葉が消えております。スレーキングも消えました。2021年4月の着手前の段階で工事用道路が崩壊をしてですね、工期が遅れております。

このときの斜面勾配が1対1.0で工事を進めたけども、斜面崩壊が止まらずに、今の1対2.0勾配斜面で工事をやってですね、安定していると。けど現在も重力性変形が起きてることも想定して、表層の状況が観測が続けられているかというふうに思います。

2023年3月頃、南斜面での説明は、表層部での重力性変形や部分的な崩れ、

雨水による侵食を抑え、可能な限り自然植生に影響を与えない工法検討を行うとして、工事用道路と同じ斜面勾配にして、コンクリート吹付、編柵工への工法変更が決定されて現在に至ってきたわけでございます。そして今回、再び南斜面で軟弱地盤が現れてきたと。

この軟弱地盤が現れてきたっていうのは、私はその重力性変形ではないのかというふうにとらえているんですけども、町としての見解は、県の説明を受けてですね、町としての見解はどうか確認したいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

南側斜面におきましてゆるい箇所が発生したため、対策工法を見直し工事を進めておりますが、工法の見直し後、新たな重力性変更等の発生は確認されていないと聞いています。以上です。

5 番（橋元陽一君）

現時点では確認をされていないというところであります。

今回の説明書の中でですね、配布されて説明した中で、工期や事業費の変更はないと。その他として、地盤内部の動きを計測する孔内傾斜器を設置し、地盤の動きを継続して調査。調査の中で現在の想定より深い位置での動きが確認された場合は、動きの規模に応じて追加で対策工事、グラウンドアンカーとかいうみたいですけども、そういったことを実施する必要があるというふうに添えられているところであります。

私は、南斜面ではゆるい地盤が現れてきてるけども、これをこれが重力性変形ではないのかなというふうにもとらえてるんですけども、どうも町としての見解ともちょっと違うところであります。引き続き、こうしたことについては着目をしていきたいというところであります。

そして、施設本体下部から、南側から北側に、施設本体の底面部ですね。南側から北側と東側に向かって地下水脈が展開をしています。この平面的な水脈と、それから前回の工法見直しで、本体施設を5メートル嵩上げをしております。この後、嵩上げしたことによっての南斜面との関係といたしますか、南斜面が、粘土状泥岩のため、6.6メートルさらに掘削をして補強していくというところであります。

この補強工事等、地下水が受ける影響というのは何か影響があるか何か、何か検討されてることはないのか含めてですね、エコサイクル、また県のほうからの説明について、町としては把握されていることについて伺いたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

建設予定地の地下水は南及び西の斜面から流入しています。降水時には、水

位が高いときには、北及び東の斜面に流れ、低い水位のときには北の遊水池点に向かって流れています。

本体施設底盤部の保護マットは、遮水工の施工時や、供用開始後の廃棄物埋め立て作業時における遮水シートの損傷を防ぐために設置するもので、地下水の影響を直接受けることはありません。

地下水の揚圧力による遮水工への影響につきましては、施設本体底面部に地下水集排水管を設けて地下水を速やかに排出することで、影響を抑制することとなっています。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

そういうふうに県の説明がご展開されていることを町としても把握されているということでもあります。

なおですね、遮水工の揚圧力による影響というのは、かなりのものがあるんじゃないのかなと。5.5メートル嵩上げしましたので、その影響がどんなふうに及ぶのか及ばないのか、もう少しそこら辺も町としてもですね、注視もしていただきたいということを添えておきたいというふうに思います。

現在、地下水モニタリングも設置をされて計測がされているかと思うんですけども、この設置してる場所、深さ、それから測定記録はどんなふうに町として把握されているのか。確認されておくことに関わってですね、説明をいただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

地下水のモニタリングにつきましては、周辺3カ所の既設の生活用井戸で、季節ごとに年4回実施されており、その場所と深さにつきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただいております。

測定結果につきましては、毎月町の広報配布に合わせて、町内全戸に配布させていただいております県エコサイクル高知からのお知らせにて、周知をさせていただいております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

地下水モニタリングの井戸とは別にですね、私は施設本体を設置する場所の南側に3カ所、それから北側のほう、北東といいますか、北東のほうに3カ所設置されて、計測されてるのかなというふうに思っていましたけども、そこら辺も少し確かめてですね、再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

今、モニタリング、井戸のことについては今報告されましたので、個人情報等もあるってことでするので、その今の報告を受けて確認をしておきたいというふうに思います。

さらにですね、今回の工法の見直しや、それから施設本体の西側の私有地を

取得したことによって設置される施設、流域にですね、流れる雨水の方向をですね、大きく変更した工法も提起をされているところであります。この雨水対策っていうのは非常に重要な役割を担っているのではないかなというふうに思います。

日高エコサイクルセンターでも、埋め立て開始後1年経たなかったと思うんですけども、埋め立てたものからですね、火災が発生をしております。大雨で外から施設の中に水が入り込んだために、火災が発生したという経過を、現場視察もしていたところでもあります。

こうした新たに工法を見直して、全体の面積も広がって、100年降雨で計算をされておりますけども、東側と西側に流れる雨水の量をですね、変更していくということの説明を受けています。この雨水をどういうふうに流していくのか、町として把握されていることがあれば説明をいただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

工法の見直しによりまして事業面積が増え、全体の雨水流出量も増えますが、再計算の結果、西側流域は工事着手前の流出量以下であり、東側流域は現計画の防災調整池の容量で調整し、放流していくことが可能であると聞いております。以上です。

5番（橋元陽一君）

施設に降っていく、7.3ヘクタールを超す施設の面積にですね、降ってくる雨を東側と西側に流していくと。どういう形で流されるかちょっとわかりません。被覆施設の屋根の形も変更されるのかされないのか、屋根から落ちてその施設全体に流れた雨を、傾斜をつけて流すのかどうか、そこら辺も含めてですね、さらに確認をしていかなければいけない重要な課題というふうにとらえていますので、この点につきましても引き続き継続して、私も調べていきたいというふうに思います。

続きまして地域振興策に関わる進捗状況と予算に関わる問題についてであります。

1つ目にヘリポートの建設予定地の進捗状況について質問をしておりましたが、今日西森議員の質問でですね、6カ所抽出して現在1カ所に絞り込んで対応を検討しているというところでありました。説明の中で加茂、佐川、斗賀野をカバーするような地域を一定考えながら絞り込んでいるということでありました。それ以上なかなか聞き切れないと思いますので、この項については先ほどの課長の西森議員の答弁についてですね、同じ状況として確認をさせていただきたいというふうに思います。

あと、地域振興事業の進捗状況についてであります。

事業が始まる前に、地元の声を受けてですね、こういうA2にですかね、A2の用紙で4ページにわたって、長竹地区から横山、竹ノ倉、それから弘岡、本村西、東ですね、に分けて地域の声をまとめて、地域振興策はこういう形で進めていくよということを提示もされているところでもあります。

それぞれ防災力の向上と地域交通の安全向上とか、地域コミュニティの活性化とか、若者定住の促進、農業集落従事者の憩いの場とか、町全体での振興策、あるいは実施できない場所や実施済みの場所など事業分けてですね、10年間の事業計画が現在進行中であるかと思います。

この間、大きな事業で終わった事業、それからこれからの事業、公民館や若者住宅、町営住宅等含めてですね、大きな事業も残ってるかと思います。こうした事業の進捗状況について、大枠の説明をいただけたらというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

まず、終わったものといいますか、これまで実施した事業ですけれども、防災力の向上と地域交通の安全性向上事業として、町道拡幅側溝設置工事、住家裏の斜面对策など、そして地域コミュニティの活性化事業として、既設公民館の整備など、そして佐川町全体の振興策事業として道の駅及び図書館の整備に取り組んでまいりました。

今後は若者定住の促進事業として、公営住宅の建設及び宅地分譲を。地域コミュニティの活性化事業として、長竹公民館の建て替えを。そしてこれまでと同様に引き続きまして、防災力の向上と地域交通の安全性向上向上事業及び地域コミュニティの活性化事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

地元の声、要望を受けてですね、10年間の中の事業として計画的に進められていると。まだまだ大きな事業も残っているというところでもあります。

こうした地域振興策の事業を進めていく上で、振興策につきましては10年間の事業として、総予算上限として15億円が提示をされているところでもあります。この間、進捗状況についてはたびたび確認をさせていただいておりますけれども、これまでの質問と重なる部分もあるかと思います。現時点でこの15億円の振興費の執行状況、そして残額はどれくらいあるのか。先ほど答えていただきましたこれからの大きな事業を含めてですね、予算確保の見通しについてですね、どうなのか見解をいただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

現時点で県より交付決定をされておりますのは、令和３年度で6,418万7,720円、令和４年度が9,408万2千飛び50円、令和５年度が2億1,913万5,182円。３年間の合計で3億7,740万4,952円となっております。全体の15億円に対しましては25.16%、約4分の1の執行となっております。

令和６年度の交付額につきましては、年内に高知県へ申請した後、来年の３月頃に金額が決定される予定となっております。

地域振興策は10年間の事業で進めておりますけれども、物価高騰等による社会情勢の変化が事業に影響した場合は、県としっかり協議した上で事業を実施していくことになります。

地域振興策の事業が適正に執行できるよう、国の交付金等を活用するなど財源を確保し、加茂地区の住民の皆様からご要望いただいております各種の内容が実施できるよう、計画性を持って取り組むことといたしております。以上でございます。

５番（橋元陽一君）

15億円で物価高騰等含めてですね、予算不足が生じた場合についてはしっかり県とも調整しながら、事業完結に向けて頑張っていくというところであります。

今年おもちや美術館、さくとがスタートしてその予算計上も説明を受けているところであります。地域振興策の町全体の、事業として位置付けてるこの図書館についてもですね、約4.4億円ぐらいが、予算がつぎ込まれたという報告を受けているところであります。大きな予算がこの地域振興策の中を占めているわけであります。

ぜひこういう地元説明会でも、こうした予算の執行状況についてもですね住民の理解をいただけるような、行政側の説明をしっかりと求めていきたいというふうに思って、この項についての質問を終わりたいというふうに思います。

次の質問に入っていきます。

第6次佐川町総合計画の策定と、佐川町町防災計画、国土強靱化計画の課題に関わって質問をしてまいりたいと思います。

先の９月定例会で質問して答弁していただいたことも、重なる点多々あるかと思います。その場合、先の質問と重なったということも表明していただいて、回答していただきたいというふうに思います。

第6次総合計画審議会、すでにスタートしてるかと思います。委託業者も決定して準備を進めているという答弁を９月議会でいただいているところでありますけれども、審議会自体が今年度開催されているのかどうか。また、審議会に

について議事録でですね、確認をできるのかどうか、ご説明いただきたいというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずこの総合計画の審議会についてですが、この総合計画審議会につきましては、町の総合計画の策定及び実施に関しまして必要な調査並びに審議をする会議となっております。今年度につきましては、まず第1回目を6月18日に開催しております。こちらにつきましては現在の第5次佐川町総合計画かかる進捗状況について協議をいたしております。

第2回につきましては11月12日に開催いたしまして、こちらのほうで第6次佐川町総合計画の策定方針でありますとか、スケジュール、アンケート調査の実施の概要などについてご意見のほうをいただいております。

今年度、今後におきましては2月に第3回総合計画審議会のほうを実施して、アンケート結果について審議する予定といたしております。以上でございます。

すいません。

それと議事録につきましては、うちのほうで議事録は残しておりますので、そちらにつきましては確認していただくことは可能だと考えます。以上です。

5番（橋元陽一君）

第6次に向けて、アンケートも展開していくというところでありました。9月議会でも質問させていただきました。今回この質問の準備をした直後にですね、妻宛に自宅にですね、アンケートが郵送もされてきました。そしてまた、自治会の回覧板にもですね、12月初めに届いて、アンケートの協力も要請もされていることも、知りました。

この第6次計画に向けて、アンケート実施がもうすでにスタートをして動いております。この実施形態についての状況、中学生、高校生向けもやっていくということも9月議会で少し答弁いただいておりますので、実施形態全体に関わって説明いただけたらというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

住民アンケートにつきましては先ほど橋元議員もおっしゃられましたように、12月2日のほうにアンケートのほうを発送しております。こちらにつきましては、一般の方、19歳以上の方をですね、1千名抽出いたしましてアンケートのほうを行っております。

またこの抽出されてない方にもですね、アンケートのほうを行っていただけるように、先ほど言われましたように12月の広報時にですね、回覧のほうで

配布をいたしまして、そのQRコードのほうを示しておりますので、そちらでスマートフォンなどでアンケート調査を行っていただくことができるようになっております。またあと、集落活動センターのほうにもですね、紙ベースのアンケート調査、こちらのほう、一定数配布をさせていただいておりますので、集落活動センターへ来られた方もですね、調査のアンケートのほうに参加していただくことができるというような状況にしております。

またQRコードのほうにつきましては、役場のほうにもですね、レーザーカッターのほうでちょっと大きめの板にQRコードのほうも示しまして、ロビーのほうにも置いておりますので、来庁された方なんかも待合の時間なんかに調査していただくことも可能なような形で取り組みのほうを進めているところでございます。

また中高生につきましては、まずその中学生。こちらはですね、学校のほうにもご協力をいただきまして、生徒さんの持っておりますタブレット、こちらのほうでアンケートのほうもしていただけるようにQRコードのほうをですね、お示ししておりますので、こちらで参加をしていただこうというふうに考えております。また高校生の世代につきましては150名のほうを抽出いたしまして、こちらのほうにつきましてはQRコードを示したはがきのほうを送付しまして、スマートフォンのほうからアンケートに参加していただこうというふうに考えております。

このアンケートにつきましてはこの12月の23日、こちらを期限といたしまして現在進めているところとなっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

住民の声を反映する手段として重要な役割を担っているアンケートだと思います。QRコードを駆使してですね、町民全体に訴えられてる状況であります。

ぜひできるだけ多くの方が、町民の皆さんが参加できるように、また期限を決められていますので、ぜひ声を広げていただきたいなというふうに思います。

この第6次総合計画のことに関わっていろいろ調べる中で、実は9月議会で質問したんですけれども、私が、自身が非常に勉強不足だということも実感を行いました。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進会議が設置をされて進行されているということがあって、冊子も発行されているということを知ったのが、ホームページを探ってですね、その資料を見てこんなことをやって展開されたなど、初めて知って大変恥ずかしい限りでありました。

そこでですね、初歩的な質問なんですけども、この第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進会議、総合計画のメンバーも構成メンバーが確定されて

と思うんですけども、推進会議のほうの構成メンバー、また会議の開催等の状況というのはどうなってるのか、説明いただきたいというふうに思います。
まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

この佐川町まち・ひと・しごと創生推進会議というものでこの総合戦略のほうを審議しておりますが、こちらにつきましては佐川町総合計画推進会議とあわせて定期的開催をしているところでございます。こちらにつきましては、必要な調査、審議、進捗管理を行っております、この委員につきましては総合計画審議会の委員と同じメンバーで行っております。

委員につきましては、まず町議会議員の方、それから教育関係者、それから産業これ農林商工関係者、それから金融機関の関係の方、労働団体の関係者、それから自治会の役員の方、それから県立大でありますとか、県でありますとかそういったところの有識者の方を合わせまして、20名というふうになっております。

この総合戦略につきましては、平成26年11月のまち・ひと・しごと創生法、この施行を受けまして、県、市町村におきましても、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえまして、総合戦略を策定することとなっております、県、町のこうした戦略のほうを勘案いたしまして、町といたしましては平成27年10月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうを策定いたしております。令和元年には国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のほう閣議決定されておまして、佐川町におきましても、令和2年3月に第2期の佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をしております。

またこの間、令和4年3月には一部改定のほうをしております、奨学金資金返還支援事業のほうを追加をしているところでございます。なおこの第2期ですね、この総合戦略につきましては、令和6年度末というふうに第2期はなっておりましたが、これを1年延長することといたしました。そして令和7年度末というふうになっておりますが、これはですね、令和8年度から第6次の佐川町の総合計画のほうが始まってまいりますので、第3期のこの総合戦略の始まりを、ここに合わせて総合計画と整合性を図っていきたいというふうに考えております。以上であります。

5番（橋元陽一君）

10年計画で総合計画が推進される中で、それを半分に仕切ってですね、地域創生総合戦略が5年単位で展開されているというところであります。

この先ほど説明いただいた総合戦略の冊子の中にもですね、第2期残り5年間となった、第5次総合計画の遂行と連動させて取り組みを進めていくという

ふうにも明記をされているところであります。

もう少し私もわかりやすく、総合計画の事業とこの総合戦略で議論、検討され進められている事業と、どんなふうにかみ合っているのか、ちょっと自分もわかりません。事例でも挙げていただいて簡単にわかるほうで説明いただけたらと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

事業といいますか、それぞれの目的といいますか、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思いますが、まず佐川町の総合計画につきましては、これは地方自治体が様々な活動を行う上での基盤となる計画というふうになりまして、長期的なまちづくりの方針でありますとか、将来像。その実現に向けた手段などを総合的、体系的に示すものがまずこの総合計画というふうになっております。

そして佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略。こちらにつきましては、国の急速な人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多彩な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することを目的とした、この国のですね、まち・ひと・しごと創生法に基づくものでこれは地方創生の事業を進める中での戦略となっております。

あとは先ほど申しましたように国、県、その総合戦略を勘案して町が策定するということになっておりまして、このまち・ひと・しごとに関しましては地方創生に係る部分という、こういった計画になっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

なかなか難しいんですけど、予算の降りてき方も変わってくるだろうし、ただ、町民にとって見たら、ブロックを積み上げてですね、佐川町の様々な事業を総合計画に積み上げていくと。その1つの手段として、この総合戦略もですね、利用して国の予算を取りながら、佐川町に適した事業を組み立てていくと。

総合計画に合わせて収れんをしていくというような、およそのとらえ方をしておいて間違いないかどうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

総合計画につきましてはこれ今、法律上、策定の義務化というのはないわけですが、町といたしましては先ほど申しましたようにこの長期的な、全体的なまちづくりをする中で、様々なその分野ごとのですね、計画を立てる上で事業を進めやすいということもありまして、この計画のほうを策定するようにしております。

これはあくまでも様々な事業の計画、事業がある。その大元となる計画というふうになります。その中で、事業の中もそうですがそれぞれですね、何らかの形で地方創生に基づく事業というのはございまして、そうしたものをですね、この総合戦略に基づいてやっていくと。そこを今回はですね、総合計画の時期に合わせたですね、計画したほうが進めやすいんじゃないかというところもありまして、第2期の総合戦略のほうを1年遅らせて、先ほど橋元議員がおっしゃいましたように、総合計画に照らし合わせながら事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。

これからさらに10年間の第6次の総合計画を立てられる中で、片岡町長を先頭にですね、佐川町のこれから10年を展望されていく様々な事業が検討されていく段階に入ってきてると。その中で、このまち・ひと・しごとの創生戦略会議というのは、改めて重要な役割も担ってるんじゃないかなというふうにもとらえているところであります。この資料を見て、非常に興味を持ったデータがいくつかありましたので、それに関わって少し質問をさせていただきたいと思います。まちづくりの重要な視点にもなるんじゃないかなというふうにとらえているところであります。

1つは、合計特殊出生率の動向についてであります。

佐川町の人口動向の特徴の1つなるかと思うんですけども、この合計特殊出生率の推移が冊子の中に掲載されていて、2005年から2018年、13年間のデータが掲示されてですね、2007年、県内、全国平均を超えて1.70という佐川町のピークを示した時期があります。こうした非常に高い時期が佐川町にもあったということを改めて把握するわけですけども、このことについてですね、創生推進会議等含めてですね、何か特徴的なことをとらえて議論されて、分析されることがあればご説明いただけたらというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

総合戦略の策定に当たりましては、自治体の人口の現状と将来の展望、こうしたものを踏まえた上で基本目標、基本的方向、具体的な施策、数値目標、これを設定することと策定されておりました、合計特殊出生率につきましても数値的な分析のほうをしております。

この合計特殊出生率につきましては、これ平成17年から19年頃になります、国や県の平均よりも佐川町が高い率でありました。

近年では国や県の合計特殊出生率も低い都市も多くありまして、平成24年

に 1.4 であった合計出生率を、令和 7 年に 1.7 とする目標に設定をしておりますが、令和元年度は 1.48、令和 2 年度につきましては 1.21、令和 3 年度は 1.34、令和 4 年度は 1.05 と、年度により分析、ばらつきのほうが非常にありまして、こちらのですね、数値の推移に関します分析っていうのは、個別にはちょっとできていないのが現状であります。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そういうこの出生率の動向を見てもですね、なかなか分析が難しいということでもあります。ただ、これちょっと分析をする視点も大事なのかなというふうに思います。

私の周りでも、今まで子供の生まれる数がですね、1 つの世帯で 1 人とか 2 人だったのが、3 人とか 4 人とかですね、1 家族で生まれる子供の数もちよっと増えてきてるのかなっていうことも見ながらですね、ぜひ佐川で産み育てやすいまちづくりの大事な視点になっていくんじゃないかなという思いを込めてこのデータを見ているところであります。この出生率、今説明あったように何か分析が難しいという、ずっと全国平均、県平均を上回ってた時から、一旦こうぐっと 1.13 まで減ってですね、また再び上昇しているという、こういう動向が激しいのかなと思うんですけども、何かこういうの偶然なのか。何かこう手だてをされたのかとかですね、何か議論されることがあれば説明いただきたいなど。なければなしで。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

この年度に何かをやったかっていうところでこの事業があったからこうなったんじゃないかというところまでは、細かく分析のほうはできておりません。感じますにですね、先ほど橋元議員も言われましたように、周りを見ましてもそのお子さんがおる方につきましてはやはり 2 人とか 3 人とかいう家庭が多いようには感じます。全体的に数値が下がってきているところは、やはり今の社会問題になっております、やっぱり未婚晩婚化っていうところが、1 つの要因になっているのではないかというふうには考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

出生率の増減の問題、死亡率の増減の問題と合わせながら、全体をとらえる社会増減の推移も佐川町において特徴的な現象があるんじゃないかなというふうに思います。

このデータの中で 1980 年から 2015 年、約 35 年間の佐川町の人口動態を 5 歳ごとに区分して、年齢階級別社会増減の状況を示した折れ線グラフが形成されております。このグラフを見ますと、特に 2005 年から 2010 年の 5 年間の増

減が一番大きい、転出が多くてですね、15 歳、19 歳で 200 人を超えているんじゃないかなと。そしてこの世代がさらに 20 歳から 25 歳になるときはですね、もう少し転出をしているという動向が特徴的に共通して見られる、佐川町の状況であります。

この 15 歳から 19 歳で 75 人から 5 歳の間でですね、75 人から 200 人の転出があつて、さらに 20 から 24 歳で 100 人ほど出ていくという 2 段階で、の転出がですね、40 年間も続いてるっていうのが佐川町の特徴なのかなというふうにも思うところでもあります。この動きをですね、5 歳括りがちょっとわかりにくいので、例えば高校、専門学校、大学進学の年齢である 18 歳、あるいは大学を卒業、専門学校を卒業を卒業する 22 歳とか、年齢を限定してとらえるデータ分析はできないのかどうか、担当課として何かあれば説明いただきます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

このくくりのほうがですね、国勢調査のほうが元になろうかと思いますが、また来年度そういった調査等も入ってきます。そのところでですね、一定そういった細かいところの数値が拾えるのか、そこについてはまたちょっと確認をしていきたいというふうに思っております。

この社会増減のこの増減、現状につきましては先ほど橋元議員おっしゃられましたように、やはり見るからにですねこの高校を卒業する年代から大学を卒業する頃が多くなっておりまして、転出先としましては高知市、それから関東圏域、関西圏域というふうになっておりまして、やはりこちらにつきましては就職でありますとか、進学といったそういった時期にですね、佐川町から多くの若者が転出をしていっている。

その卒業後に帰ってくる数値につきましては、やはりこう一定数があまり返ってきていないというのが現状のように見受けられます。

それからそのあと、この年代を超える層につきましては、転出、転入につきましても、一定数は同じぐらいの推移ということで、あまり大きな増減の差はないというふうな結果となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

ここから少しデータの読み方が素人でですね、わかりにくくて、質問として組み立てが難しいんですけども、今 15 歳から 24 歳ぐらいで転出をすると。けれども佐川町に戻ってきているということもあるんじゃないかなと。データを示すのがですね、この資料の中に 2018 年度に限ってますけども、転出先を今、課長に答えていただいたように、高知市から関東、関西含めてですね、転出先を示して、その先出て行った人数と、そこから入ってきた人数のデータが提示

をされています。2018年に352人が転出して、386人が転入をしてきてます。こうした棒グラフを見るとですね、なにか佐川町少し未来を描くのに、こうしたデータで人口動態を分析すれば、帰ってこられる世代がどういう世代で、どういう職種を持たれて、どういう家族構成で佐川においでなのかっていうのは、少し把握できるんじゃないかなという思いがするんですけども、そこは難しいのかどうか。課長どうでしょう。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

すいません。その国勢調査のですね、アンケート項目の内容までちょっとすべてをちょっと把握、ちょっとできておりませんので、そういったところですね、今後頭に置いてですね、来年度から始まる国勢調査につきましては、可能な限りですね、細かな数値を拾っていきたいというふうに考えてますが、今日のところすいません、そちらにつきましてちょっと申し訳ないです。

5番（橋元陽一君）

私も勉強しますので、ぜひ課長のほうもしっかり勉強いただいて、まちづくりの施策に生かしていただきたいというふうに思います。

この人口動態、私はやっぱり15歳から20代で1回出るけども、他の世代はほぼ横ばい状態の人口動態。そして自然減で佐川町少しずつ減っていくんだけど、佐川でやっぱり暮らしたい、佐川で生涯を暮らしたいとか言って入って来られる方々に対して手を差し伸べるためにもですね、こうした分析ってのは非常に大事な1つじゃないかなと思ってますので、ぜひ分析のほうも進めていただきたいというふうに思います。

こうした人口動態を踏まえながら、総合戦略の中ではですね、まちづくりの政策として基本目標を立てて、その基本目標に沿って数値目標も設定もされていることも初めて知りました。全部は述べる時間がないので、基本目標の1で地産外商を中心に魅力ある仕事を作る、この到達と課題、目標値が設定されてますので、この設定された目標に対してどれだけ達成したのか、できなかったのか。あるいは超過したのかとか含めてですね、分析されてることについて特徴と成果をまとめて説明していただけたらというふうに。概略で構いません。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは基本目標1、地産外商を中心に魅力ある仕事作りについての実績についてお答えさせていただきます。

まず、基幹作物の年間産出量を増やす目標値に関しましては、ニラ、イチゴ、トマト、ショウガを掲げておりまして、令和5年度の実績を用いまして現状報告させていただきますと、ニラにつきましては、目標値846トンに対しまして

868 トンの生産量となっており、生産目標値は達成しております。

イチゴに関しましては、162 トンの目標値に対しまして 66 トンの生産量となっており未達成となっておりますが、これは令和 4 年 12 月の豪雪災害によって収穫前のハウスが被災したことによって、生産量が大幅に減っているという状況です。ただ現在はハウスの再建も完了しており、また新規就農者も加入しているなどしておりますので、生産量は持ち直してきている状況であります。

トマトに関しましては、73 トンの目標値に対しまして 83 トンの生産量となっておりまして、目標値達成をしております。

ショウガにつきましては、1,096 トンの目標値に対しまして 875 トンの生産量となっており、未達成となっております。これは令和 4 年から 5 年にかけてショウガの価格が底値と言われるような状況であったことによりまして、生産者の方が次年度の作付面積を縮小させた影響によるものと考えております。令和 6 年度産からは単価も回復してきていると伺っておりますので、生産量も上向く見通しであると考えております。

基幹作物の生産量を増やすためには、引き続き新規就農者の確保育成、また規模拡大をする方に対してのハウス整備等の支援策等を継続していく必要があると考えております。

次に、間伐面積の目標値につきましては、5 年間の累計で 200 ヘクタールとしておりますが、令和 5 年度、4 年目までの実績では 26.31 ヘクタールにとどまっております。

これは林業従事者の方が、兼業として掛け持ちして行っている業務をしている方が想定よりも多かったことと、これまでは搬出間伐を、主にやっておりましたので、思ったように面積が伸びなかったということがあります。ただこの間も隣地の集約化を進めてきておりまして、アンケートの未回答者等に対しまして、再度連絡や通知を積極的に進めてきたことによりまして、管理契約を締結した土地の飛び地は解消されてきております。

現在、作業道が開設できないエリアにおきましても、切り捨て間伐が実施可能という状況になってきておりますので、令和 6 年度におきましては単年度の間伐面積で 40 ヘクタールを超える見込みとなっておりまして、来年度に関しましては 70 ヘクタールを超える計画となっておりますので、間伐面積も着実にできるエリアが広がってきているというところです。

次に農林商工観光などにおける新規就業者数につきましては、5 年間の累計で 40 人を目標数値をしておりましたが、令和 5 年度までの実績では 28 名となっております。農林業に関しましては、新規就農制度や地域おこし協力隊による募集を積極的に行っている他、商工での企業者に関してはチャレンジシ

ヨップを活用した方の起業なども出てきております。

引き続き担い手を確保するためには、都心部、関東圏、関西圏等への担い手の確保を引き続き積極的に募集する必要があると考えております。以上です。
まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私のほうから最後にもう1つとですね、観光客の入込数に関します数値目標についてご説明のほうをさせていただきます。

こちらにつきましては令和元年度4万5千人と、数字に対しまして令和6年度に6万人とすることを目標といたしておりました。新型コロナウイルスの影響によりまして、令和2年度につきましては約2万6,500人。令和3年度、約3万2千人となっておりましたが、令和4年度には、らんまんの放送決定もありまして約4万5千人と、コロナ前の数値まで回復をいたしました。令和5年度につきましては、5月から新型コロナウイルスが5類に移行したことや、らんまんの放送開始に加えまして、まきのさんの道の駅やおもちゃ美術館のオープンなど、こういったものがありまして年間20万人を超える数値となっております。

今年度、令和6年度につきましても11月末までの数値となりますが、11万人を超える観光客の入込数となっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

総合戦略の数値目標を設定されてですね、現在の佐川町内の農林業を含めてですね、商工を含めて、あるいは観光を含めてですね、その実績が一定把握することができるのかなと言います。大変な尽力をされてですね、こうした数値目標を達成されているのかと思います。

あわせて、基本目標の2つ目にですね、ふるさと愛を醸成するとともに新しい人の流れを作るというして課題分析、検討されていること、事業の特徴等含めてですね、概略で構いません、説明いただけたらと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては以前県のほうのですね、アンケートでも高校生の進学、就職先の県内の希望割合が55%と、将来的な高知へ帰ってきたいという意味が78%あるという結果があつてます。

年齢別の社会増減の推移を見ましても、進学や就職により転出された若い世代が、アンケート結果ほど帰ってきていないということも考えられますが、若い世代の転出の抑制、Uターンなど、県外からの移住者の増加が必要であり、移住定住促進につながる事業の実施が必要というふうに考えております。

町といたしましては奨学金を利用して進学をした方が、地元に戻って来やす

い環境を整えるため、また佐川町外から移住定住を促進するため、奨学金返還助成を行いまして、地域の担い手となる人材の確保や若い世代の定住を目指しているところでございます。

また学校教育でのふるさと教育を推進することで、地域への愛着を持ち、住み続けたいと思う子供たちを増やし、将来の定住者やUターン者の増加につなげていきたいというふうに考えております。実際にアンケート結果を見ましても効果は確実に現れているのではないかとというふうに考えております。

今年度以降におきましても県の人口減少対策総合交付金、こちらのほうを活用しながら若者定住に向けたプロモーションツールの作成や、同窓会支援事業、県外から子育て世代などが移住する際の引っ越し費用への一部補助、若い世代が家を建てる際の奨励金、こういったものなどを実施いたしまして若い世代をターゲットにした人口減少対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

先ほどのデータ分析とあわせてですね、こうした事業がリンクするような結果を生み出すようにですね、ぜひデータ分析のほうと合わせて事業も展開していただけたらなと。推進会議では当然議論されてることかもしれません。なにかこうしたことをですね、ぜひ一遍にまとめては難しいかと思しますので、例えば基本目標ごとにとか、何かこう事業を展開してこんな実績があるよってことは、町民にも発信していただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

また高知県が行ったアンケート、高校生向けのアンケートの中でも、佐川町の特徴が1つ見られるんじゃないかなと。このことも資料の中に掲載されています。高校生の希望進学、就職等含めてですね、高校生たちはできたら県内で仕事を、就職したいというのが半数ぐらいを占めているというような動き、データもあります。そしてまた、一旦県外に出るけれども、将来的には高知に帰ってきたいというような声を上げている高校生たちのデータがあります。こうした高校生たちの希望というか、にしっかりと結びつくようなですね、施策を佐川町のその総合計画の中にも、ぜひこう立てていただきたいと。300人が転出してそのままではなく、5年間ですけども、毎年言えば、50、60人ぐらいが転出をしているこの世代が、5人でも、1割でも帰ってくる、そして佐川の担い手となって育っていくというような手だてをですね、町としてもぜひ考えていただきたいなというふうに思って、この質問を終わりたいと思います。

そしてまた次の課題であります。

今年1月1日能登地震、そしてその後続いています余震、あるいは大雨によ

る被害、予期しえない自然災害の恐ろしさが突きつけられています。高知県でも巨大な南海トラフ地震の発生率もですね、年を追うごとに高まってきてる中で、予断を許さない状況にもなっているところでもあります。この佐川町の様々な事業分野において、地震対策も喫緊の課題になっているのではないのかなというふうに思います。

佐川町では防災計画、あるいは国土強靱化地域計画も策定もして対応が検討もされ、取り組みを進められているかと思います。中で、国土強靱化地域計画の中で、伝統的な町並みを形成している上町地区の住宅は、地震による揺れや火災等のリスクに脆弱さがあると指摘をしております。

この上町地区の木造住宅耐震化の進捗状況とか、家屋倒壊の対策、特に重点的に進められている事業があるかと思うんですけども、そうした事業の進められた事業について、また町全体で木造住宅の耐震化の進捗状況、エリアを特定をして把握していくことができるのかどうか、あわせてですね、ご説明をいただきたいというふうに思います。

建設課長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。

まずはですね、エリアを特定しての耐震化率についてはですね、これ補助対象と倒壊対策の補助対象となる家屋、具体的に言いますと昭和 56 年の 6 月 1 日以降にできた建物となります。は耐震性があるということです。

この地区別にですね、昭和 56 年 6 月以降にですね、建てられた建物の総数等はですね、把握ができていません。また上町地区のだけに限ってですね、耐震化、補助対象になる耐震化についてもですね、ちょっとですね、こちらのほうも総数が把握してませんので、確かですね、私の記憶ではですね、耐震化工事がですね、完了している家屋はごく限られておると思います。対象となるもののうちで。新しくできた建物については耐震性があるというふうに判断します。

地区のですね、象徴となりますこれからの取得を予定しております焼酎蔵です。こちらのほうはですね、基本計画であるとかですね、基本設計のほうを踏まえた上でですね、今後作成いたします実施計画、ごめんなさい、実施設計のほうで反映して耐震化を図るというふうに考えております。

全体のことにしましてはですね、補助対象の住宅総数がですね、5,655 戸に対しまして耐震性があると判断される住宅が 3,900 戸。令和 5 年度末の耐震化率についてはですね、67.2%で、今後もこちらのほうにはですね、引き続いて取り組んでいきたいと思っております。

それからですね、家を 1 軒丸ごと耐震化をするということになりますとです

ね、施工箇所が増えることによりですね、工事費がですね、高額になる傾向にあります。これの対策としましてはですね、まず 11 月に施工業者さんを対象にして、住宅耐震化低コスト工法の講習会を開催しております。

またですね、来年度からは 1 階のみを耐震補強を行う 1 階改修型の段階的耐震改修についてもですね、助成する方向で予定をしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

木造住宅の耐震化については状況については、全体を把握しエリア的にはとらえていくのはちょっと難しいということでもあります。

ぜひ 67% ぐらいの進捗率ですので、可能な限り個別エリアごとにですね、把握をして、重点エリアを絞りながら耐震化を進めていくこともですね、ぜひ検討もしていただきたいというふうに思います。また低コスト等含めてですね、1 階のみとか、限定しての耐震化のことも検討されているということですので、ぜひ町民にも周知のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。

もう 1 つの件があります。

上水道に関わってであります。

能登のほうでも大変な水の問題が報道もされているところであります。また 2020 年ですか、5 月には県道片岡庄田線での道路陥没事故で、黒岩地区が 300 世帯、断水状態になって、緊急的な対応でその日の午後には復旧もされている状況でもあります。

この町内のこの水道管の耐震化事業、担当課のほうで報告もいただいていると思うんですけども、現時点での基幹管路を優先しながら進めてきていると思うんですけども、進捗状況について概略の説明をいただきたいというふうに思います。

建設課長（吉野広昭君）

水道施設につきましての状況は、現在管路のですね、耐震化に順次取り組んでおります。これまですべての管路のうちの 33.5%、基幹管路の 75.3% の耐震化をすでに完了しております。

5 番（橋元陽一君）

今、基幹管路が優先的に進められて、75% を超える状況で耐震化が進んでいるというところであります。まだまだそこから枝分かれしていく管路については 3 割ちょっとぐらいですので、引き続きこの水の問題、地震のときにですね、やっぱり命につながる重大な課題ですので、しっかり事業として進めていただきたいというふうに思います。

この一時的にですね、上水道を貯蔵するタンク、貯水タンクというんでしょうか。町内に何ヵ所あってですね、それぞれ耐震化は対策は終わって大丈夫

なのかどうか、貯蔵タンクの耐震化の状況についてご説明いただけたらというふうに思います。

建設課長（吉野広昭君）

貯蔵タンク、ちっちゃいものも含めてですね、おっきいやつですかね。一番大きいですね、応急復旧につきましてはですね、すぐ水道事業業務継続計画を現在佐川町の方で策定しております。この計画におきますですね、被害想定ではですね、配水池とか、取水地などの重要な施設についてはですね、液状化や土砂災害が予想される地域には一応しておりません。そのため大規模な被害は想定しておりません。

ただ管路につきましてはですね、震度6から震度6弱からですね、6強で約150カ所が被害を受けるというふうに予想されております。

これがですね、供給世帯のうちですね、97.1%、1万人を超える断水被害のほうが発生することが危惧されてます。その時はですね、発災からですね、3日目までにですね、指定避難所9カ所に仮設の受水槽を設置してですね、耐震化されております消火栓から取水して、応急の給水をする予定としております。

議長（松浦隆起君）

タンクの数。

建設課長（吉野広昭君）

タンクはですね、おっきなですねタンクについてはですね、すべて3カ所です。3カ所で耐震化というかですね、被災する想定はしておりません。

5番（橋元陽一君）

貯水タンクのほうもですね、大きなタンクは町内3カ所、山の上に小高い山の上に設置をされていて耐震化も十分だと。

ただ管路については先ほど説明いただきました97%の住民が断水状態で、水が断たれるというところであります。しかし3日ぐらいまでには何とか復旧できるような対策も検討されているというところでもあります。

何より、いつ起こっても不思議でない南海巨大トラフ地震、能登地震を踏まえましてですね、改めて住民の命と暮らしを守るこの対策ってのは極めて重要な施策の1つだというふうに思います。

佐川町に住んでよかったという声が広がるようなまちづくりの重要な柱としてですね、この耐震化事業も進めていただきたいってことを強くお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで3時10分まで休憩します。

休憩 14時52分

再開 15時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、下川芳樹君の発言を許します。

8番（下川芳樹君）

8番議員の下川芳樹です。

本日4番目、最後の質問を行います。

議長のお許しを得まして、通告にしたがい4点の質問を行います。

今定例会においても、町政の質を問うものとして、この席より質問をさせていただきます。

執行部の皆様には誠意ある簡潔なお答えをいただくと、すぐ終わりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問です。

現在、大きな話題の1つとして、国会内でも議論を呼んでいる年収103万円の壁問題について、3つの観点からお尋ねをいたします。

本年10月27日の衆議院選挙において、103万円の壁を引き上げる公約を打ち出し、多くの国民の支持を得て大躍進した国民民主党と、衆議院で少数与党となった石破内閣との間で、年収103万円の壁問題の議論が進んでいます。

深刻な働き手不足を解消するために、国民の労働意欲を促すには、年収103万円を超えると所得税が生じ、扶養控除の対象から外れる年収の壁が大きな弊害となってきました。

年収の壁を引き上げることで労働時間を拡大するメリットや、労働者の手取り増加へとつながり、企業が抱える労働力不足の解消や、物価の上昇が国民生活を圧迫している現状の改善にも寄与することから、多くの企業や国民の支持を得た結果であると、このように考えております。

しかしその一方では、年収の壁を最大178万円まで引き上げることで、国や地方での税収が合わせて7兆6千億円、地方自治体では5兆円ほど減収するとの予測もあり、全国の自治体からは不安の声が広がりつつも、現状での穴埋め策がどのようなになるのか明確に決まっていない状況です。

このような状況のもとで、11月29日の石破首相による所信表明では、年収の壁をめぐる発言において、2025年度税制改正で議論し引き上げるとの明言

がありました。国会で明言された以上、来年度の税制改正で引き上げることは間違いなく、今後引き上げ額や税収の穴埋め策についての議論が進むことでしょう。

そこで、1つ目の質問です。

政府が国民民主党の要求するとおり年収の壁を178万円まで引き上げた場合、佐川町の税収にはどれだけの影響が出るのでしょうか。地方自治体にとって、その自治権を守る上で適正な予算額の確保と、予算執行を行う責任がございまず。佐川町における所得税、住民税など、これまでの税額を参考にわかる範囲で減収額をお示しいただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

103万円の壁につきましては、先ほど下川議員がおっしゃった内容と少し重複いたしますが、まだ具体的な措置は内容、詳細は決まっておらずですね、年末にかけまして2025年度の税制改正の中で、本格的に議論されると報じられています。

所得税の基礎控除、それから給与所得控除額の水準を現行の103万から178万円に引き上げ、住民税につきましても同様の措置を講じた場合、この試算をですね、佐川町の住民税に当てはめてみますと約1.8億円、1億8千万円の減収になると想定しています。以上でございます。

8番（下川芳樹君）

現状でざっくり計算をしたところ、佐川町においても1億8千万円の減収が見込まれるというお答えでございました。

今回の103万円の壁問題については、政府主催の全国知事会や市長会などの発言から、年収の壁の引き上げは所得向上や労働力不足の解消につながる施策で、賛成の意見が多く聞かれておりますが、地方の財政に大きな穴が空いてしまっては意味がない。個々の自治体運営が立ち行かないと心配する声も高く、全国知事会長の村井宮城県知事は、年収の壁の引き上げで地方税収が減少する場合、全額を国が恒久的な財源で穴埋めするようにと石破首相に求めています。

本格的な議論は2025年の税制改正において行うとのことですが、年収の壁の額を178万円まで引き上げるのか、税収の減少分をどのように確保するのか、国民や自治体の意見も踏まえて、今後の議論が大いに気になるところであります。

そこで2つ目の質問です。

自民党の宮沢洋一税制調査会長は、12月6日の発言で国がこのすべてを穴埋めすることは難しいとの認識を示しております。佐川町は、国が年収の壁を引き上げることで町の税収が減少する事態が起こった場合、国に対してどのよ

うなお考えで対応いたしますか。決まってからでは遅いので、今から他の自治体と行動を起こしていきますか。

自治体の首長として、率直な町長のお考えをお聞かせください。

町長（片岡雄司君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方の2025年度予算に関する議論の中で、いわゆる103万円の壁の引き上げについて、先月の25日に東京都内で開かれました全国知事会、先ほど下川議員もおっしゃられましたが、地方の減収分は国が恒久的に補填すべきだとの苦言が出されております。

高知県の濱田知事におきましても、減税ということであれば一般的には喜ばれるかもしれませんが、そのままずっと地方の行政サービス低下に直結してしまうということでもありますので、恒久的な財源措置をしっかりと取ってもらいたいということでない、地方としてはとても受けられないとの見解を示されております。

国民民主党が主張する178万円まで引き上げるとなりますと、地方税である住民税が4兆円減ると政府は試算をしております。現在の社会におきまして、人手不足の緩和と所得環境の改善など、納税者にとっては良いこともあります。今後経済的な波及効果があることは期待されるものの、税収としては一時的に減額になることや、波及効果の大きさが未知数であることから手放して喜べる状態ではないと考えております。

また財政規模が小さい自治体において、歳出削減にも限界があり、予想される減収の影響は小さくなく、継続的に町の行政サービスを行っていくためにも、一定の財源を確保していくことが必要であると考えております。私自身も、地方の減収分は国が恒久的に補填すべきであると考えております。

佐川町としましても、国、県の動向を注視し対応していくこととしておりますし、他の自治体とも、高知県の他の自治体また全国的にも、自治体とも連携、協議をしながら国に要請をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（下川芳樹君）

しっかりと他の自治体ともつながりながらですね、地方の税収を守っていけるような取り組みを進めていただきたいと思います。

今回、国がまた補正予算を計画しております。13兆円を上回るような経済対策である。そのうちですね、国債で6兆6,900億円ほど補完をするというふうな内容もちろちらと聞こえてまいっております。大変国の財政も厳しい状況であることは、重々皆さんもご承知のとおりでございます。

最後に3つ目の質問でございます。

年収の壁問題については課税対象額や扶養対象額の問題だけではなく、106万円や130万円の壁と言われる社会保険料の壁や、19歳から23歳未満の学生に適用される特定扶養控除額などについても、あわせて議論されているように聞き及んでおります。税制の改正により、既存の様々な公的制度も見直される可能性が高いです。

国は、最低賃金を時給1,500円に引き上げる目標についても、2020年代に達成したい意向を持っているようです。さらに、在職高齢者支援のための在職老齢年金制度においても、現在の月額50万円から62万円以上へ限度額を引き上げる案など、来年の通常国会への提出を目指しているとのことであります。

その他にガソリン税の減額案や防衛増税などなど、国家財政や年金財政の先行きを心配することしきりであります。その反面、個人所得の上昇で国内経済が活性化し、景気回復に伴う税収アップの状態が訪れることへの期待感も少なからずございます。

良いこと悪いことの結果は次年度以降の議論次第で、今はどうなるのかわかりませんが、わかっていることが1つだけございます。それは税制改正後の様々な制度の見直しに伴う、多くの事務作業が待っているということでもあります。地方自治体は国から、また県からありがたいご指導を受けて、システム改修や法令に準拠した規則や要綱、条例の改正作業に努めなければなりません。所得税や納税額による既存の制度を速やかに見直す必要があります。役場内の各課において起こりうることであります。

ご存じのように、所得税は1月1日から12月31日までに得た所得にかかります。首相が明言したように、2025年に税制改正の内容が決定されれば、2026年1月1日から新税制への適用が開始されます。

そこでお尋ねいたします。

このような事態にしっかり対応できるように、一部の課の課員に多くの負担をかけないための事前の準備と対策を視野に入れた、実行可能な人員配置を要望したいのですが、お考えをお聞かせください。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

下川議員のおっしゃるとおり、今、国の動向もちょっとどうなるかわからない状況ですね、すべて出せばとおるといような状況ではないと考えています。私は東京のほうに11月、かなりのほうで要望活動を行っていましたが、予算につきましてもなかなか厳しい状況であるということもお聞きしておりますし、道路整備、河川整備などについてもですね、減りはしないが増えもしな

いというような回答も得ておりますし、やはりどうしても先ほど下川さんも言いましたが社会福祉と防衛対策にはお金は必要であるという財務省のほうからの回答も得ております。

なかなか本当に厳しい状況で、国の財政も厳しい状況でございますが、人員体制につきましては、やはり国の制度が変わりますと直接県をとおして市町村のほうに降りてくる状況でございます。

その改正につきましてシステムの改修でありますとかいろんな整備をしていかなきゃいかなければならない状態で、また限られた人員でそういったことをやりますとですね、やっぱりこう大変な思いがあることは重々わかっておりますが、それはもう佐川町だけで起こりうる事態ではございませんし、全国的にそういったことになればですね、システム改修にしましても補助を出していただくようなことで進めなければならぬと思っておりますし、何より1人の職員にですね、負担がかからないような人員配置につきましてはしっかりと対応していかなければならぬと思っております。何としても1人ではなかなか厳しい状況であると思えます。

また新しいことになるとですね、やはり事務量が増える。今やっている仕事にプラスアルファということになりますと、なかなか私も経験がありますがしんどい思いをせざるを得ないというところもありますし、その辺はしっかりと管理職、課長補佐、課長を通じてですね、職員と一緒に考えて対応していきたいと考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

しっかりしたお考えを示していただきました。

制度によってはですね、ある課の中でも特に条例改正とかシステム改修が多く必要な課というものが必ずありますので、来年4月の異動の時期にはですね、その辺もしっかり熟知されて、担当課長とお話をされながら配置のほうをよろしく願いをいたします。

続きまして2番目の質問です。

マイナ保険証に関する内容についてお尋ねをいたします。

本年12月2日より、現行の保険証が新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを保険証として利用登録する。期限が切れた保険証の代わりに、はい。ごめんなさい。マイナンバーカードを保険証として利用登録するか、期限が切れた保険証の代わりに資格確認証の交付を受けて、医療機関に受診する制度へと移行しました。

国はマイナンバーカードの普及とあわせて、マイナ保険証の普及にも積極的に取り組んでおり、全国の11月末の登録目標を50%に定めているようです。

各自治体においても、国の指導のもと推進に努められています。

このたびの12月2日からの制度移行についても、町ではLINEでの情報配信や町広報での周知など、町民の皆さんへはしっかりと普及啓発活動に取り組んでこられました。

現在、マイナンバーカードの普及率は国民の約8割が所有し、保険証登録も約6割まで進んだと聞き及んでいます。しかし保険証としての利用率は15%台と振るわず、今後の利用率向上に課題を残しています。

そこで始めに、佐川町における直近のマイナンバーカード及びマイナ保険証の登録状況、利用状況についてお尋ねします。なお、保険証登録や利用状況については、行政の把握できる、国民健康保険や後期高齢者医療保険によるもので結構です。それ以外のデータがもし把握できているのであれば、わかる範囲であわせてお答えいただければ幸いです。

住民課長（真辺美紀君）

私のほうからマイナ保険証の登録状況と利用状況につきましてお答えをさせていただきます。

マイナ保険証の登録状況につきましては、町のほうでは把握できますのが国民健康保険と後期高齢者医療保険となります。

まず国民健康保険の保険証の登録状況ですけれども、令和6年9月時点で国保加入者2,709名のうち登録者数は2千、失礼しました。国保加入者のうち63.4%の方が加入、登録をさせていただいております。後期高齢者医療の方は61.2%となっています。日本全国での登録率が約61%ですので、登録率につきましては国保、後期ともに全国平均程度となっております。

続きまして利用状況ですけれども、こちらも9月時点の数値になりますが国保のほうで17.51%、後期高齢者医療のほうは14.42%となっております。全国の利用率は13.87%、高知県のほうは12.9%となっており、利用率につきましては佐川町は国保、後期ともに全国平均、高知県平均を上回っていますけれども、先ほど下川議員のおっしゃいましたように国が目指しています11月末の目標の50%にはまだまだほど遠い状況となっております。以上でございます。

8番（下川芳樹君）

それでは次に、マイナ保険証の普及に関する町の考え方についてお聞きいたします。

現在国が進めている自治体DXは、デジタル技術を活用して行政サービスの質の向上を図ることで、誰もが幸せに暮らせる社会を実現するというビジョンに向けて行政サービスを変革することを意味しております。

政府広報の内容とおりであるならば、マイナンバーカードの活用により、より便利な行政サービスを受けられるわけだし、国民がサービスの内容や安全性に納得すればマイナ保険証の普及に大きくつながるところかもしれません。

しかし普及が進まない背景には、個人情報などに関する不安と不信があることから、保険証として利用をためらう国民や登録を解除する国民も少なくありません。また、医療機関での受診時のエラーや、顔認証などについてのトラブルが発生し、病院、患者双方に負担がかかっているとの報道もあります。

そこで、町としてマイナ保険証の普及に努めている理由や考え方、政府やマスコミから聞こえてくるメリットやデメリットについて感じているところがあれば、政府の模範解答ではなく正直な思いをお聞かせいただければいいかなと思います。

住民課長（真辺美紀君）

模範解答のほうで答えさせていただきます。

マイナ保険証を利用するメリットといたしましては、本人の同意があれば過去のお薬情報や健康診断の結果を提供することができるため、その情報でよりよい医療を受けることができること。

また、高額療養費制度など、限度額を超える支払いを免除してもらうために、今まで保険者へ申請が必要であった限度額適用認定証なども、マイナ保険証では申請が不要であることなどがあります。

さらに今後は各種の公費負担の受給者証も、マイナ保険証で利用できる予定であることなど、様々なメリットがあります。なおデメリットについては特にないと考えています。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

政府の模範答弁、ありがとうございました。

デメリットについては、特に執行する機関においては感じていないということでございます。

ただですね、情報が双方をしっかりとつながっていないという部分は多々あるかと思います。誤解があったりとかですね、いろんな人から聞こえてくる間違った情報なんかもございます。しっかりですね、そのメリットの部分、つなげていく取り組みを今後ともですね、行っていただきたいということと、やはり弊害も少なからずあるという事実はですね、しっかり認識をしてですね、その改善、それから信頼の回復というところもあわせて行う必要があるのかなというふうに考えますので、そのほうはよろしく願いをいたします。

この質問の最後にですね、どうしてもマイナンバーカードやマイナ保険証を取得したくない人のために、どのような対応をされているのか、お答えをいた

できます。

また、マイナンバーカード、マイナ保険証を利用されていない方に交付される、既存の保険証に代わる資格確認書の期限については、5年以内に限定されているというふうに私はお聞きしておりましたが、この期限の詳細についても併せてお答えいただきます。

住民課長（真辺美紀君）

まずマイナンバーカードを利用しない場合の取り扱いについて、簡単に説明をさせていただきます。

今回の制度改正で、現行の健康保険証の新たな交付がなくなったことによりまして、基本的にはマイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行いたします。一方でマイナンバーカードを取得していない方、また持っているけれども保険証の登録をされていない方には、先ほど議員がおっしゃいましたように資格確認書というのが加入している保険者のほうから交付されます。

今回の制度改正では、経過措置として1年間は現行の保険証をそのまま使えることになっておりますので、令和7年12月1日までの経過措置の間はマイナ保険証、もしくは資格確認書、または有効期限がまだ到来していない現行の保険証のいずれかを利用することができます。

先ほど議員のおっしゃいました資格確認書の交付の期間と有効期限につきましてもお答えをさせていただきます。

まず資格確認書の交付の期間ですけれども、現時点では期限のほうは定められていません。令和6年8月の武見厚生労働大臣の記者会見の中で、資格確認書の仕組み自体については期限は設けないと報じられております。

一方でそれぞれの資格確認書の有効期限につきましては、市町村国保の場合は1年もしくは2年、大企業の被用者保険の場合は最長で5年の設定もあると聞いております。高知県内の国保等後期高齢者医療保険につきましては有効期限は従来どおり1年となっております。以上でございます。

8番（下川芳樹君）

なかなかその期限の問題、有効期間の問題っていうのがわかりにくいというところがございます。できればですね、この辺りも不安や不信を払拭する意味でですね、しっかりした情報を得た場合に、町民の皆さんにしっかりお伝えいただきたいというふうに思いますし、なるべくならですね、そういう皆さんのためにしっかりとしたその資格証明書の継続といいますか、そういうことに関してもですね、お力を注いでいただきたいと、このように感じております。

これでですね、このマイナンバーの質問については終わりたいと思います。それでは3番目の質問です。

教員定数の不足についてお尋ねをいたします。

私が知るところでは、数年前より教職員が勤務する学校現場で働く環境が厳しく、採用試験への応募者数が減少している状況や、精神的、身体的な理由で長期休暇をされる方、若年退職者や中途退職者の方も増えているというふうな報道や発言をよく耳にしています。

佐川の小中学校では、このような問題は学校運営に支障をきたしてないのでしょうか。子供たちへの学習活動や学校生活に問題はないのだろうかなどと心配をする日々でございました。このような思いの中で、本年 11 月に高知県教育委員会が本年度に行った小学校教員採用試験において、合格者 280 名のうち 7 割を超える 204 名が辞退をしたというニュースの報道がありました。県教育委員会によると、ここ 3 年ほどは辞退者が 7 割前後の厳しい状況が続いている、若年教員へのサポートを充実させるなど、人材確保の取り組みを進めていきたいとの内容でした。

また近年では、出産や病気で休職されている教員のために補充する代替教員も、募集をかけても集まらないなど、人材確保に苦慮されているとの報道も聞きます。

教員の採用や配属は県の教育委員会が行う業務であり、直接佐川町の教育委員会でどうこうなる問題ではありませんが、県全体のひずみは佐川町にも及びます。佐川町の状況についても心配せずにはられません。

このように心配している最中、本年 10 月 28 日の学校訪問で、議員の皆さんと斗賀野小学校を視察させていただきました。訪問した斗賀野小学校では、先生や子供たちが学校全体で頑張っている姿を目にしました。子供たちのために、教職員の皆さんや教育委員会もしっかりと取り組みを進めておられました。

こんな教育現場を守っていくためにも、教員の確保は重要です。佐川町において、教員不足による問題や課題は起こっていないのでしょうか。町内学校の状況についてお答えをいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

一部、議員のご発言と重複するところがあるかもしれませんがご容赦ください。

まず現状につきまして、全国的に教員の高齢化、大量退職に伴い教員不足が起る状況が数年来続いております。が、高知県は一層顕著で、令和 6 年 4 月時点で小学校教諭を例にしますと、その年齢構成は 50 歳以上が約 38%、40 歳代が約 15%、30 歳代が 20%、20 歳代が 26%となっております。これは中学校、高等学校も似たような形になっています。

このためにここ数年、大量退職に伴いまして大量に採用する必要が生じてきております。が、この秋に来年度採用のための採用試験について合格通知を出したものが小学校で最多の 280 名となり、10 月 29 日の報道によりますとその中で 7 割を超える 204 名が辞退をしたということです。

その結果、高知県では辞退しなかった 3 割弱の合格者が新規採用教員として学校に配置され、新たな学年の始まりとともに教壇に立つということになります。

また病気や産前産後の休暇や育児休業のために、年度途中で欠員が出た場合の代替についても臨時教員の人員不足で、法的に決められ配置する必要のある定員、定数の教員についても配置できないという状況が起きており、これは県下の状況です。

では佐川町はといいますと、小学校を例にとりますと 50 歳代以上が 51%、40 歳代が 8%、30 代が 17%、20 歳代が 21%と、こういう状況です。これらの状況で全国的、全県的な状況も波及してくるわけですし、ベテラン教員と若年教員が多く、中堅が少ない中でベテラン教員が退職していき、若年教員が次々と赴任をしてくると。その中で新規採用から間を置かずに退職するという事例も、ここ数年毎年のように見られております。これ町内のことです。

また年度途中の病気などによる欠員補充についても県教委が欠員補充ができずに、私どもが臨時教員を探しておるという現状もございます。これらの状況の中でどのように不登校予防、学力向上、ふるさと教育についての取り組みを継続し、成果を維持しさらに充実させていくのかというのが大きな課題となっております。

また議員ご指摘のとおり職場環境につきましては、教員の業務について、道徳や小学校での英語の教科化、プログラミング教育の導入、地域行事への参加などのように、時代の要請や地域の実情の中で対応を求められるものが増えております。

その流れの中で高知県では国、県から学校に対して回答を求める、義務的な調査が年間 70 ほどございます。教育委員会にも 100 を超える調査が回ってきます。それへの対応が必要になります。

それから課題のある子供たちへの援助、これも先般ずっと議会で話題にさせていただいておりますけれども、それから保護者への対応、若年教職員の育成と、中学校では部活動への対応、それらの結果として町内各校で 1 学期の平均の時間外在校時間、これは時間外ということですが、これが小学校では平均 38.31 時間、中学校で 48.36 時間となっており、厳しいものがあります。

また町内で昨年度、度を超した保護者からのハラスメントとも取ることので

きる要求への対応に苦慮した教職員が複数退職したという実態もございます。

こういった状況が、若い人たちに教職を敬遠している1つの要因となっているのではないかなというふうに感じております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

教育長のほうから今の現状、それから職場環境についてもですね、いろいろとお聞かせをいただきました。

確かにですね、50歳代の職員の皆さんが非常に多く、中間が少ない、若い職員の皆さんがその後ろにつながっているという状況の中で、学校環境の問題っていうものが、逆に若年層、また中間層の皆さんの休職や退職につながらないような取り組みの重要性っていうものもものすごく感じますし、また斗賀野のほうでお聞かせいただきました保護者と子供、それから学校、それを支える地域と教育委員会、このような皆さんの上手なネットワークであったり連携であったりっていうものが、改めてその学校現場を明るく元気な職場にしていくなじゃないかなというふうに感じます。

今回ですね、たくさんの欠員が出たということですが、過日の新聞にはですね、来年度の教員不足の解消についての取り組みっていうものが、12月4日の報道でした。追加採用や2次募集で130名の確保にめどがついたということで、一応令和7年度の定数分についてはしっかり確保ができたというふうなことでございましたが、過去3年ずっと続いております辞退者の数を想定しますと、また来年の採用試験においても同じようなことが繰り返されるのかなというふうに心配もいたします。

何とかですね、そういう職場環境が、本当に私たちが経験していた昭和の時代のようにですね、先生というのは本当に素晴らしい職業であって、地域の人からも尊敬され愛される、そのような職場環境になるようにですね、町で努力できることは皆さんで協力してですね、一緒にこう改善していけるようになればいいのかなというふうに考えておりますので、また今後、よろしく願いをいたします。

お時間も押しておりますので、それでは4番目最後の質問に移ります。

選挙における投票率向上の取り組みについてお尋ねをいたします。

来年7月には参議院選挙が予定されております。さらに10月には、4年ぶりの佐川町長選挙と町議会選挙が行われます。町民にとって最も身近な選挙まであと10ヵ月あまりと近づいてまいりました。投票率をめぐる状況は全国的にも下降傾向であり、全国の選挙管理委員会の大きな悩みの1つとなっております。

そこでまず、最近の投票率についてお伺いします。

直近で行われた10月27日の衆議院選挙における投票率の状況について、お答えください。全国、県、佐川町の投票率と、近隣の状況ももしわかればですね、併せてお答えいただければ大変嬉しいです。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

10月の衆議院議員総選挙の投票率ですけれども、佐川町では57.32%となっておりまして、令和3年に実施をいたしました、前回の衆議院総選挙と比較をいたしますと、投票率を5ポイント落としてしまいました。また、高知県の平均ですけれども、こちらは前回57.34%に対し今回51.97%と、5.37%の低下となっておりまして、当町と同じような傾向が見られるところでございます。なお全国平均につきましては、前回55.93%に対しまして、今回53.85%と、2.08ポイントの低下となっております。

近隣の市町村の状況でございますが、大変申し訳ありませんが頭に入っておりませんので、この場での答えは申し訳ございませんができません。すいません。以上です。

8番（下川芳樹君）

直近の選挙の投票率についてお伺いをいたしました。

我が町佐川町、それから県、国においてもですね、下降傾向が留まっていないという状況のご説明でございました。

大変気になる町民の皆さんの投票率をお聞きし、私は国、県、佐川町の未来を託す選挙は、町民の皆さん一人一人にとっても大切な権利や義務であり、より多くの有権者の投票を期待したいことが、ますます気持ちの中で大きくなりました。

ここでやはり重要となるのがですね、投票率向上の取り組みです。これまでも複数の議員より繰り返し質問があった内容でございます。担当課の皆さんには、様々な困難や手法の選択、理想と現実のギャップに悩まれたことだと推測いたします。でも結果を出すには、何もしないことではなく、何かを行う行動力だと考えております。立ち止まって悩んでいても、結果は伴いません。

そこで質問です。

私からはこれまで、投票率向上に向けて質問や提言を、令和4年9月定例会と令和5年12月定例会において行いました。先ほど触れたように、この質問は、私以外の議員の皆さんからも複数回あり、直近では本年6月定例会で山本議員からもございました。佐川町にとって大切な内容であるからこそ、繰り返しの質問であることをご理解いただきたいと思います。

では本題に戻りまして、私からの質問を振り返りましょう。

令和4年9月の質問では、令和3年3月と4月の2回にわたり、町で組み込まれた投票率向上対策会議の継続を要望する質問でした。その理由として、会議開催後の令和3年10月の町長選挙並びに町議会選挙の投票率が、前回の平成29年10月の選挙より5%ほど上昇した実績を踏まえて、多くの関係者による議論の継続が投票率を引き上げる近道であると考えたからです。

そのときの答弁では、一緒に悩んでもらえるメンバーを募り、考えたいとの思いはあるが、選挙管理委員会に持ち帰り検討するとの内容でありました。15ヵ月経過した令和5年12月の質問では、まず前回の質問後の経過について問うと、選挙管理委員会に持ち帰り質問内容を話したが、その後の進展はないとの答弁でした。ただ、令和5年11月26日の知事選挙において、佐川高校の理解と協力を得て、学生に期日前投票の従事者募集を行い、生徒4人が選挙事務に従事されたことが成果として報告されました。

この質問の場においても、私なりに投票することの重要性を、これは私個人の思いだけですが、本当に私なりにですが議会で熱く語らせていただき、投票率向上対策会議の今一度の発足を大いに促したところですが、前回より1年経過したその後の対応についてはいかがでしょうか。まずその対応内容についてお答えをお願いします。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず投票率の向上につきましては、非常に大事なことだと。投票していただき多くの皆さんに町政に関わっていただくことによりまして、現在から未来に向かっての佐川町のあり方について考え、ご意見をいただくとても重要なことであるとの認識は以前よりしているところです。

前回、投票率向上対策会議で結論をいただいておりますので、できてないこともあったりはするんですけども、できることを選挙管理委員会の事務局として、取り組みのほうを進めてまいりました。しかしながら、下川議員から再三ご提案をいただいておりますこの対策会議のほう、実際動けてないのも現状であります。

こういったこととそれから来年度、令和7年度、議員もおっしゃいましたように大きな選挙を控えておりますし、前回の対策会議から3年半を経過しております。こういったことから、投票率の向上について協議する場が必要であると事務局としては考えておりますので、これから実際に、もう本当に言うだけじゃなくって行動に移せたらと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

8 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。

来年4月20日でございますが、2名の新人の候補者が立候補して四万十市の市長選挙が行われる予定です。昨年12月の質問で取り上げた四万十市選挙管理委員会の取り組みが身近に見られる機会となるかもしれません。

前回の質問では、四万十市の2つの高校に期日前投票所を設けて、18歳の投票率を大きく引き上げた実例を取り上げました。佐川高校での期日前投票従事者の報告を伺う中で、この取り組みを四万十市のように発展させることを希望いたします。また、前回の答弁でお答えいただいたように、町の選挙管理委員会のみでは取り組みが難しい、関係者の協力を得て意見を聞き進めていきたいとの発言は、発言者の本心であり偽らざる気持ちであったと思います。できるところから小さいところでもいいので、少しずつ取り組みやすいところから始めていきたいとのことでございました。

先ほどもご答弁ございました。取り組みやすいところが本当に見つからなかったのでしょうか、残念でなりません。執行部の皆さん、この質問があるたびに心を痛められていることと思います。今日で最後にしませんか。投票率向上会議を行うと答弁することで、次からこの質問で悩むこともございません。

さ、元気な声でお答えください、やりますと。私も微力ながら協力させていただきます。さあ勇気を持ってやりますとお答えください。

総務課長（片岡和子君）

大変なエールをいただきましてありがとうございます。

それこそ他の方の意見を聞くこと、やっぱり自分たちだけではできない、あるいは気がつかないことたくさんあると思いますので、エールを送っていただきました下川議員に相談をしながら、この対策会議のほう、何とか進めるようにしてまいります。以上です。よろしくお願いします。

8 番（下川芳樹君）

やりますということで伺いました。ありがとうございます。

選挙における投票数の力は、このたびの衆議院選挙で明確に見えてまいります。私から1番目の質問で、103万円の壁のお話を申し上げました。なぜこの議論が前向きに進んだのかについて考えてみてください。私はどの政党にも属しておりませんので政治的な背景には触れませんが、今回の衆議院選挙で国民民主党が大躍進したこと、自民党を中心とした連立与党が過半数割れをし少数与党になってしまったことに起因していると考えます。

国民がだめなこと、やって欲しいこと、イエス、ノーの答えを出し、やってくれる候補者に投票した結果であると思います。政治はわからん、候補者を知

らん、どうせ変わらん、誰かがやろうではなく、答えを出して投票することで世の中は変わります。103 万円の壁問題だけでも、国民生活や労働環境、様々な制度の変革、経済活動においても大きな変化が生まれます。それは決して他人ごとではなく、自分にはね返ってくる大切な内容です。

この取り組みに関しては、行政や議会、関係機関の協力と、少しでも前へ進めようとする思いが重要です。始めにも申し上げましたが、立ち止まって考えていても物事は何も変わりません。失敗を恐れず、まずはやってみましょう。

関係者の皆様のご協力をお願いするとともにですね、来年 10 月までに、一気にぐっと良い風が吹くように、しっかりお願いを申し上げまして、私からのすべての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 8 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を 10 日の午前 9 時とします。

本日はこれで延会します。

延会 16 時 00 分